慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title | 気候変動問題の構成と国際共同行動の展開(1): 気候変動レジーム・国連環境計画・欧州連合 | | |
|-------------|---|--|--|
| Sub Title | International collective actions for climate change : climate regime, the UNEP and the EU | | |
| Author | 臼井, 陽一郎(Usui, Yoichiro) | | |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法務研究科 | | |
| Publication | 2006 | | |
| year | | | |
| Jtitle | 慶應法学 (Keio law journal). No.5 (2006. 5) ,p.69- 128 | | |
| JaLC DOI | | | |
| Abstract | | | |
| Notes | 慶應EU研究会 | | |
| | 論説 | | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper | | |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060515-0069 | | |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

気候変動問題の構成と国際共同行動の展開(1)

――気候変動レジーム・国連環境計画・欧州連合――

臼 井 陽一郎

- 1. 問題の予備的考察
- (1) 気候変動問題
- (2) 国際共同行動を支える制度の多様性
- (3) 気候変動問題の政治性
- (4) 理論上の関心
- (5) 章の構成
- 2. 国際共同行動の構図
- (1) 国際制度の多面性
- (2) 国連システムの構図
- (3) 国際機構のやわらかい力
- (4) 国際制度と規範言説
- 3. 気候変動問題の特徴
- (1) 気候変動の言説
- (2) 地球環境問題の政治性
- (3) 気候変動問題における政治的選択(以上5号)
- 4. 気候変動レジーム
- (1) 気候変動問題の認知
- (2) 気候変動レジーム
- (3) IPCC:政治と科学のインターフェース
- 5. UNEPの役割
- (1) 期待機能
- (2) 組織構成

論説 (臼井)

- (3) 環境行動
- (4) 気候変動の問題化(以上6号)
- 6. EUの共同行動
- (1) 環境ガバナンス
- (2) 対気候変動行動の形成
- (3) 国際行動戦略

おわりに

(以上7号)

参考文献・資料

1. 問題の予備的考察

国際社会には世界政府が存在しない。しかし、破壊的な無秩序が延々と支配しているわけでもない。人間が人間であることをみずから否定するような殺戮や破壊が何度も生じてきた一方で、国際社会が共同行動の編成に成功した問題も数多く存在する。地球温暖化による気候の変動は、そうした事例のひとつである。もちろん、共同行動の編成が、問題の解決に直結するわけではない。しかし、その制度配置や構築過程の検討は、現代国際社会の複合的な様相の一端に光をあてることになろう。本稿では、気候変動問題が国際共同行動の対象として構成されていった過程とその様相に迫り、国際共同行動の多面的なあり方の一例を提示してみたい。

(1) 気候変動問題

現在の先進国は、産業革命以来、化石燃料を大量に使用する産業の発展によって、国際政治上の力を獲得してきた。しかしそれは、二酸化炭素(CO₂)に代表される温室効果ガス(GHGs)を、大量に排出しつづけることでもあった。やがて、地球の温暖化が科学者集団の中で懸念されはじめ、大規模な国際共同研究が展開し、ひとつの壮大な仮説が彫琢されていった。産業活動がGHGsの大気中濃度を増大させ、全球平均気温の上昇をまねき、地球全体の気候変動を引き起こすというものである。

永久凍土は溶解し、海面が上昇する。海水温や海水中の塩分濃度が影響を受

け、海流は変化する。降雨量や降雪量も、大きく変動していく。こうして、気候のリズムは狂い出す。涼気訪れる時期に灼熱の大気があふれ、暑気苦しき時が早まりまたは遅れ、美しき銀世界は例年通り到来せず、雨期の必要な時期に乾期が侵入する。地球のさまざまな地域の気候にこうしたリズムの変調がもたらされ、地域ごとに多様な生態系は攪乱し、生物多様性は喪われ、各地の農林水産業が打撃を被り、飢饉が発生し、疫病も蔓延する。そして、有無をいわせず一瞬のうちに人々の生を奪いさる巨大な自然災害が襲う。これが、国際社会に現在提示されている気候変動問題の姿である(UNEP 2005d: 4-5)。地球温暖化による気候の変動とは、地球規模の統計的平均値というレトリックに惑わされずとも、なおきわめて「地球的」な問題だといえるのである。

しかし、こうした問題の深刻さの一方で、気候変動問題にはどこまでも、科学の知の不確実さがつきまとう。CO2に代表されるGHGsの排出量増大が、いかに全球平均気温の上昇をもたらし、地球規模の気候変動へ帰結するかについて、科学の知はいまだ完全ではない。もともと科学の知には、本来的に仮説的な性格が見られる。仮説の提示とその検証という厳格な手続きの中で闘わされる反証の応酬は、科学の知の確実さを向上させる。そこには政治の力さえ生じる場合がある。地球温暖化による気候の変動という国際問題には、この点でまだまだ脆弱な部分が多く残る。気候変動問題に対する国際共同行動の編成を検討するには、不確実性の高い問題が共同行動の対象として構成された政治過程に注目する必要がある。

(2) 国際共同行動を支える制度の多様性

本稿は、こうした気候変動問題に対する国際共同行動を、二つの観点から考察する。ひとつは、国家間の共同行動を支える制度のあり方である。その多面的な姿を概括するため、まずは国際制度の概念を、政治・法双方の観点から整理する。それを参照しながら、気候変動に対する国際共同行動の制度的特徴を把握していく。

事例として取り上げるのは、気候変動枠組条約および京都議定書の締約国会

議(COP/MOP)、国連環境計画(UNEP)、欧州連合(EU)の三つである。それぞれ、多国間レジーム、国連システム内の機関、地域統合組織の事例としてとらえられよう。締約国会議がレジームを構成し、国連システムの機関がその構築に尽力し、地域統合組織が先駆的な取り組みを域内で進めるという構図、これが、気候変動に対して編成された国際共同行動のあり方である。これら三者はともに、主権国家が自らの利益を実現するために参入し、共同行動の前提となる規範の構築をめぐって競合していく場(arena)である。そのかぎりにおいて、三者は同じ次元の国際制度複合体である。が、他方でUNEPとEUは、締約国会議に参入し、他の主権国家や非政府組織に働きかける政治主体でもある。国連機関および地域統合組織は、この点で、レジームとは次元の異なる存在となる。

このような構図の検討に付随して、さらに踏み込んで国連システムと地域統合組織の類似性と差異を論じることもできよう。両者の制度構成上の差異に目を向けることは、顕著な進展を見せる地域主義への考察を国際機構論と照らし合わせ、国際共同行動のいっそう多面的な理解を進めるひとつの試みにもなる。本稿では、国連システムの機関であるUNEPと地域統合を進めるEUを、上述のように、環境共同行動が国際的に構築される場として、また同時に国際社会の行動主体としてとらえ、それぞれの存在のあり方を併置してみたい。いうまでもなく、こうしたとらえ方には説明がもとめられる。

資金面や政治力といった規模の相違もさることながら、両者の法的な地位の差異に注意する必要がある。詳しくは第4章でふれるが、UNEPは、国連総会の決議によって創設された、国際法人格なき補助機関である(Schermers and Blokker: 1059)。EUの場合、憲法条約発効前のEU条約の下では国際法人格をもたない。が、EC条約に基づく第一の柱(欧州共同体)には国際法人格が与えられ、EUの一機関である欧州委員会が加盟国を代表して、ときのEU議長国政府とともに、国際交渉を進める。また環境外交上の決定を下し、国際条約の義務を域内で履行するための派生法を整備するにあたって、EUでは欧州委員会だけでなく、関僚理事会や欧州議会といった機関も関わる。いうなれば、EUは

諸条約・諸機関の複合体である。したがって法的な観点から見る場合、UNEP とEUの比較は成り立ちようがない。

しかし、国際政治の一主体として政治的な観点から見る場合、様相は異なる。 国連システムに緑の法規範を構築するためUNEPが果たしてきた役割は、簡単 に無視できるものではない。58カ国を管理委員会に擁し、200におよぶ市民社 会団体を引きつけるUNEPは、国連システムが組織化する国際環境行動に迫っ ていく上で、格好の手掛かりになる。またEUも、環境行動で先駆的な取り組 みを進め、とりわけ気候変動交渉では、アメリカに対抗して国際社会を主導し ようとしてきた。両者を照らし合わせることは、国連システムと地域統合組織 の関係に光を当てることにもなろう。

さらに、共同行動が構築される場 (arena) という観点からも、両者に共通 項を見いだせる。EUはもちろん、UNEPも、純粋な政府間協力組織ではない。 ともに、環境NGOをはじめ、産業界や労働組合、その他の社会運動体など、 さまざまな団体を引き寄せ、市民社会の越境討議空間を構築してきた。気候変 動行動計画 (ECCP) によってEUに編成された多次元多層の利害関係者協議 (a multi-stakeholder consultation) は、EU域内がすでにひとつの公論空間と化 しているかの印象さえ与える。UNEPもまた、多くの多様な市民社会諸団体を 引きつける世界市民社会フォーラム(GCSF)を立ち上げている。各国環境相 の定期的な協議と同時並行で開催され、議題も共有される。さらに加えれば、 そもそも締約国会議による多国間レジームでさえ、意見表明の機会を与える非 政府組織(NGO)名簿を作成しているのである。気候変動問題のように、国連 の専門機関や補助機関が、国連事務総長に寄託される多国間条約の締約国会議 を支える形で、国連がまさにシステムとして国際共同行動を編成する場合、 NGOにも開かれる意見表明の機会が必ず形成されている。こうした市民社会 の動員という側面に関するかぎり、地域統合組織の域内関係に独自性はない。 少なくとも気候変動問題の場合、国際共同行動は純粋に各国の中央政府だけで 構築されているわけではない。EUと同様、締約国会議にもUNEPにも、国家 を越えて市民社会をひきつけ、その連携を引き出す場という側面が存在する。

しかし他方で、EUには、国連システムから質的に差異化すべき制度上の特徴がある。加盟国法に優位する派生法が日々策定され、欧州司法裁判所(ECJ)と国内裁判所の制度化された応答関係(いわゆる先決裁定手続)が展開し、欧州議会を媒介とした政党連携も、いまだ曙光的ではあるが、すでに国際関係の域を超えるほどには進んでいる(ex. Day 2005)。越境市民社会団体からの意見聴取にとどまらない、こうしたEU独自の特徴は、国家間協力を第一次的に指向する通常の国際機構とは完全に一線を画している。共同行動が構築される場として制度上の特徴をとらえようとする場合、統合を政治目的にするEUが加盟国とともに見せる司法と立法の部分的な融合は、多国間レジームや国連機関との差異を把握する上で、特筆に値する。本稿では、行政と市民社会団体の対話にとどまらない、EUのこうした側面も強調しておきたい。

なお、EUは連邦国家化を指向しているわけではない。加盟国間の国家同意により設立された国際機構でありながら、その活動の量と質において、もはや通常の国際機構の域を超えているといわざるをえない一方で、なお連邦化統合の道を歩んでいるわけではない(臼井2004, 2003c)。こうしたまさに特異な政体の姿をいかに概念的に把握するかについて、いまだ学会の一致するところはない(ただし日本での意欲的な試みとして、中村(2005)をあげておきたい)。

(3) 気候変動問題の政治性

本稿の二つ目の観点は、気候変動が国際政治の問題としてどのような特質をもつかである (Cf. Haas: 107-8)。気候変動の問題には、いうまでもなく、地球環境問題としての特質を見いだせる。本稿は、その一般的な政治的側面を検討した上で、環境言説の競合性と科学知の不確実性という二つの視点から、気候変動問題の政治性をさらに立ち入って考察する。

環境保護の言説は、決してひとつではない。現在支配的な地位を獲得している持続可能な発展の言説も、いくつか存在する環境言説の中のひとつであった。 気候変動の問題は、少なくとも理論的には、その他の環境言説によって構成されることも可能だったのである。この点で、Hajerの言説政治分析 (Hajer 1995)

とDryzekによる環境言説の類型化 (Dryzek 1997) が注目に値する。この二つは、環境政治論の幅を広げる貴重な研究である。Hajerは、環境問題の認識や解決策の構想にあたって、ひとつの首尾一貫した物語 (a story-line) が構築される過程に着目し、そこに言説連合間の対抗関係を見出そうとする。またDryzekは、環境言説を構成する諸要素を指標とした類型化を通じて、相互比較と対抗関係の把握を試みている。本稿はこうした研究を土台に、気候変動の規範言説と環境以外の規範言説の競合を視野に入れ、気候変動が国際社会の共有問題として構成されていった過程に迫っていく。

環境言説のこうした本来的な競合性は、なぜ気候変動問題が国際社会の共通アジェンダとして生き残ったのかを、説明の必要な問題にする。気候変動の科学知には、どこまでも不確実性が残るため、気候変動問題をめぐる環境言説間の競合性は、さらに増幅される可能性が高いのである。換言すれば、気候変動以外の地球環境問題が、気候変動問題よりもいっそう確度の高い科学知に支えられて、国際社会の注目を浴びることも十分可能だったのである。不確実性の強い科学研究を制度的に支援する仕組みは、国際社会の中で自然に発生してきたわけではあるまい。地球温暖化の科学言説が科学者集団の覇権的言説として力をもち、国際アジェンダの設定に科学の見地から理性的な影響を与える過程がたしかに存在した反面、不確実な科学言説を政治的に支え、国際問題の構成に寄与することを可能にした制度配置も、気候変動に対する国際共同行動の形成にとって、見落としてはならない一面なのである。本稿では、国際共同行動を支える制度に科学と政治のインターフェースを見いだし、その意義とゆがみの双方を検討してみたい。

(4) 理論上の関心

こうして、国際共同行動の制度構成を把握し、気候変動に見られる政治問題としての特徴を明らかにすること、これが本稿のねらいである。したがって、国際共同行動の構築を可能にした参加各国の国内要因については、本稿の射程外となる。国内政治と切り離された国際政治など、存在しようがない。その意

味で、国内要因を考察から除外することは、無視しえぬ欠陥ではある。しかし、 主要国の国内政治勢力が、一元的に国際共同行動を規定するわけでもない。国 際共同行動を可能にする制度が、国内政治の対抗関係に影響を与える側面は、 決して否定できまい。本稿の意義は、こうした国際制度の側から進める認識に、 事例のひとつを加えるにとどまる。

また国際問題の解決へ向けた行政技術的もしくは組織工学的な側面も、本稿の射程からはずれる。問題の関心は、国際共同行動の前提となる共有規範の構築過程である。その過程の結晶でありまたいまだ進化の続く締約国会議の制度構成を概括するとともに、UNEPやEUが場(arena)として、またそれ自体行動主体(actor)として、共有規範の構築に寄与してきた様相に迫ること、これが本稿のねらいである。

このような本稿の研究は、言説の役割に着目した構成主義的な視座を背景にする。それは、次のような様相を把握するよう研究を方向づける。一方では、さまざまな言説の交差や対抗が、ある争点領域で規範の文脈の構築に帰結し、力の政治がその文脈に方向づけられるようになる。だが、そこでは同時に、言説そのものの覇権・従属関係が形成されてゆく。こうした様相の把握を目指すのが、言説構成主義とも呼ぶべき視座に依拠した研究である(Usui 2005;臼井2005)。

ここでいう力の政治の主体は、さまざまな次元の行動主体でありうるが、本稿の文脈では、当然、主権国家である。国際問題の直接の解決主体は、国連システム内ではもとより、地域統合組織にあっても、主権国家である。現代のように地球一体化が進行した時代にあってさえ、その行政資源の物量や実力を上回る政体は存在しない。もちろん、経済や政治が破綻した国家、もしくはたえず反政府集団との衝突で政情の不安な国家、そして最低限の生存維持経済さえ確立されていない最貧の途上国などと比較すれば、たとえばEUの財政(15兆円)も行政資源(3万人におよぶ欧州委員会職員)も、ずば抜けたものといえよう。UNEPの乏しい予算さえ(詳しくは後述するが、代表的な環境基金で03年度50億円強、信託基金で02-03年度80億円強)、最貧国の行政資源と比較すれば、決し

て大海の一滴などではない。またそうした国々の存在維持にとって国連システムが果たす役割は、たとえ個別のプロジェクトの効果などで非政府組織や現場の実務者にどれほど厳しく批判されようとも、決して存在意義の全否定されるものではあるまい。けれども、こうした点を考慮した上でもなお、主権国家の実行を期待できない国際共同行動の計画が水泡に帰すること、火を見るより明らかである。

しかしながら、そうした主権国家の行動が、国際共有規範によって文脈を与えられることも、また否定しがたい事実である(Arend 1999)。京都議定書に背を向けるアメリカでさえ、その枠外でアジア太平洋6カ国協定をとりまとめたことは(05年7月)、最低限、気候変動問題そのものを否定できないでいることを意味している。国際共同行動を支える制度に着目するねらいは、ここにある。その構築には、必ず何らかの共有規範の形成がともなうはずである。共有規範がいったん確立され公文書で提示されると、各国の政治言説はその文言をめぐって展開するよう強いられる。反対の立場を表明するにも、対抗規範の提示が必須となる。いわば、規範をめぐるレトリカルな言説政治がはじまる。それがかえって、言説対抗関係の中で探られる不在の基本規範の理想性を強化することにつながるのである。

このように、国際共同行動の基礎となる制度を検討することは、主権国家の行動を方向づける規範の文脈の構築に迫ることでもある。本稿の分析枠組みに即して換言すれば、場を構成する国際制度が、同時にその機関を行動主体として他の場に参入せしめてゆく様相を、規範言説の展開および言説における優位・劣等関係の生成という側面から明らかにしていくというねらいである。つまり、UNEPやEUを言説政治の場として、またその主体として、とらえるのである。その規範をめぐる言説政治にあらわれる覇権・従属の対抗関係を探っていくことで、問題解決へ向けた共同行動の編成(governance)と力の政治(Realpolitik)の展開の緊張関係に迫っていくこともできよう。その意味で、本稿のこうしたねらいは、ガバナンス研究と国際政治研究のリンケージを探る試みでもある。

(5) 章の構成

本稿は次のように構成される。まず第2章で、国際制度に関する基本的な議論を整理し、国際共同行動を支える制度の多面的なあり方を把握する。その上で、言説の対抗関係が形成される場として国際制度をとらえる視点を提起する。第3章は、地球環境問題の政治性を検討し、環境問題が言説の観点から理解可能であることを示した上で、気候変動問題における政治的選択に踏み込んでいく。

第4章は、気候変動枠組条約と京都議定書を取り上げ、締約国会議を通じて 維持される気候変動レジームの複合的な姿を概括する。

第5章と第6章は、それぞれUNEPとEUを取り上げ、共同行動が構築される場として、また国際社会における行動主体として、両者を検討する。UNEPについては、気候変動問題に対する貢献と限界にも触れる。EUについては、京都メカニズムの先駆的な実行例を含め、対気候変動戦略の展開を追う。両者の検討により、国連システムとEUが環境行動でどのような差異と類似性を見せているか、立ち入って考察してみたい。そして、EUの気候変動対策に国連システムが前提とする主権国家間協力モデルからの差異を見出し、共同行動が構築される場としてEUが示す特異性を特定するとともに、場のあり方は国連システムの前提から乖離するが、行動は国連システムに方向づけられるという、EUの国連システムに対する二面的な関係を析出したい。

2. 国際共同行動の構図

国際社会が共同で地球規模の問題に立ち向かう場合、必ずしも国際機構(an international organisation)が必要になるわけではない。国際的な共同歩調は、二国間条約の積み上げや、多国間条約の締結によっても可能である。また、国家間統合を第一次的に指向する地域組織が、国際機構の域を超えるような高度な国家間共同行動を、いったんは域内で実現していくという方向もありえよう。つまり、国際共同行動の展開を追っていくには、必ずしも国際機構にこだわる

必要はなく、むしろ、国際制度 (international institutions) 一般に視野を広げていくことが求められる。

ただしそれは、国際機構の重要性を否定することになってはならない。国際社会が形成される過程は、主権国家の仕組みが整備され、一般的なものになりゆく過程と相即していたわけだが、その主権国家間の関係を方向づける規範の構築にとって、国際機構はなくてはならない存在であった。国際機構の存在なくして、現在までの国際法の発展は考えられまい。

国際機構(international organisations)の名称は、すでに19世紀には使われていたようだが、広く一般に浸透していったのは、やはり第二次世界大戦後である(Schermers and Blokker 1995: 20)。戦間期の国際連盟の失敗を受けて設立された国際連合は、ひとつのシステムを形成しながら(Ibid., 1057)、多くの専門機関を生み出し、国際共同行動が要求される幾多の問題に向けて、主権国家を誘導するよう試みていった。そうして冷戦後、地球一体化の高度な進展にともない、国際機構の活動がますます重要性を増していったこと、これに疑いをはさむ余地はない。国際共同行動を支える国際制度のあり方を検討する上で、国際機構の一般的な理解は必須の条件であるといえよう。

こうして本章では、国際機構に注視しながら、国際制度一般の多様なあり方 を概括的に整理し、多国間条約レジームや地域統合組織と国際機構との異同を 考慮するための基本図式を提示してみたい。

(1) 国際制度の多面性

① 国際政治

国際制度の多面的な姿は、国際政治理論の主要な理論潮流にも反映されている。ここではRuggieの分類が参考になる(Ruggie 1998)。リアリズム、リベラリズム、構成主義の三つに大きく分類するRuggieの整理は、国際政治理論の教科書的ともいえる理解であろう。この三分類を土台に、国際制度の多面性を概観してみたい。まず、国際制度を国家利益実現の道具としてとらえる見方がある。いわゆるリアリズムである。大国は自らの利益の実現に資するかぎりで

国際制度の設立や運営に尽力し、また小国は集団となって大国に対抗する場を 国際制度に求める。こうした主権国家の国家利益実現へ向けた力の政治を重視 するのが、この立場である。ここで国際制度は、あくまで主権国家を代表する 行為主体自身が行う合理的な利益計算の一要素として、考慮に入れられるにす ぎない。

他方、国家間関係を構造づけ、安定化させる役割を国際制度に見いだそうとする立場がある。いわゆるリベラリズムである。国際制度は、正常な文明国家が異常な野蛮国家もしくは破綻国家を矯正する場となる。こうした見方は、自由民主主義体制をとる国家間の国際協調に着目したものでもある。人権、民主主義、法の支配の実現が、国内政治により担保された国家間の共通利益、ここに国際制度形成の動因を見出すのであり、リベラルな制度主義やレジーム論に連なる発想がここにある。

Ruggieはこうした二つの基本認識に対して、構成主義の立場を対置する。 構成主義にとって、リアリズムもリベラリズムも、ともに主権国家の利益実現 へ向けた行動を絶対視するもので、その意味ではどちらも効用主義という共通 項をもつという (Ruggie 1998)。それに対して構成主義は、国家が利益を特定 する前提に焦点を移す。国家の自己理解(identity)の変化に応じて、国家利 益が再定義される側面を重視するのである。そのため、国家の自己理解を構築 する要素が問題になり、理念や価値や規範といった社会事実 (social facts) が、 利益計算に重要な物的資源配置状況 (material facts) よりも、いっそう重要な 研究対象になる。こうした立場にとって国際制度は、国家間の相互学習を通じ て問題状況認識が変化し、やがて国家の自己理解が変容していく場となりうる。 こうした国際政治からの見方は、広く国際制度一般の把握を可能にする。そ の意味では、個々の確立された国際機構の機構内法秩序を第一次的に指向する 国際法研究に比べて、はるかに豊かな認識を生み出してきた (Schermers and Blokker 1995: 8-9)。しかし、その豊かな認識を確実な知に仕立て上げていく上 で、国際法研究が紡ぎ出してきた国際機構論は、貴重な土台となる。国際共同 行動のあり方について理解を深めていくにあたって、国際法研究の国際機構論

が提示してきた概念枠組は、しばしばあいまいさの否定しえない国際政治研究を有意義に補足する。本稿では、SchermersとBlokkerの体系的な研究を参照していきたい。

(2) 国際法

主権国家間で形成される国際制度が、国際機構として比較的高度に組織化された場合、国際法と国内法の齟齬を調整するより積極的な機能が期待される。国際機構の役割は、まず何よりも、主権国家の分立する国際社会で、立法や司法の機能を代替する点に求められる。国家主権の存在は、憲法秩序の整合性に支えられた国内法秩序の統一性を含意するが、それは同時に、国際法秩序を分裂させる可能性もはらむ。それゆえ、国際社会に多数存在する国際機構の役割を考察することは、国際社会に秩序が形成される根拠を探求することに帰結する(Schermers and Blokker 1995: 7)。中央集権的な超国家的政治権力が存在しない国際社会にあって、国際機構を創設し機能させていくことは、国際法と国内法の差異を最小化し、国際法の垂直的な性格を強化することなのである(Ibid., 5-6)。その条件や可能性を探る国際機構論の意義は大きい。

しかし、たとえ国際機構に国際法と国内法のギャップを埋めるという重要な役割が期待されるとしても、それだけで個々の国際機構が存在の正統性を示すことはできない。国際機構の存在は、どこまでも機能性に根拠づけられる。国際社会において国家間関係を補足する特定の機能を果たすこと、これが国際機構の存在根拠であり、そこから組織構造や実体法の法形態、権能の制限、義務の在処が導出されるのである(Ibid., 11)。またここには、国家との決定的な相違を見いだせる。国家には、公共善、一般利益、国民の安全と繁栄という任務があり、これは当然視される。この任務に照らして、国家が自らの存在を何度も正統化する必要は、通常の場合、必ずしも存在しない。しかし国際機構の場合、存在の正統性は、特定の機能を遂行するというその有益性にかかってくる(Ibid.)。それは、国際機構の決定に権限の証明が義務づけられることにもあわられている。設立条約に規定された権限を参照することによってはじめて、国際機構の諸機関は決定を下すことができるのであり、この側面に関するかぎり、

EUも同様である (*Ibid.*)。国家の最終目的が不可分一体性 (integral) であるのに対して、国際機構の最終目的は機能性 (functional) に求められるのである (*Ibid.*, 10)。

そうである以上、国際機構のあり方は、体系的な理解を困難にするほど多様になろう。それゆえ、SchermersとBlokkerの国際機構類型化の試みは、国際機構論を論として可能にする重要な土台である。まず、国際機構は設立の形態によって二つに分けられる(Ibid., 28-30)。ひとつは、条約により設立される独立の機構であり、もうひとつは、既存の国際機構が決議によって設立する機関である(Ibid., 28)。両者の差異は大きい。機構法上、構成国の脱退や組織の閉鎖、構成国の特権や免責などで、後者に裁量の余地はない。また設立の民主的正統性にも大きな差異がある。条約により設立される独立の機構は、全締約国の同意および国内批准といった手続きを基礎にできる。さらに、二国間条約や多国間条約が含意する共同の意志とは異なる、機構それ自身の意志を構成できるかという問題がある。少なくとも、条約により設立された独立の機構は、構成国の意志の総和とは差異化しうる、機構自身の意志を表明する機関を創設することができる。こうした機構自身の意志表明機関は、全構成国の委任(delegation)により、特定構成国に依存しない機構運営や意志決定手続きを通じて行動していくことが、少なくとも理論的には可能である。

こうした分類は、国際政治研究にとってひとつの貴重な問題を提起する。既存の国際機構の決議により設立された機関が、条約により設立された独立の国際機構にも劣らない実績をあげてきた場合、それをどう説明するかという問いである。本稿の研究対象のひとつ、UNEPがまさにそれである。後述のように、UNEPは、国連総会の下部補助機関として国連決議により設立された。しかし、その政治的基盤の弱さにもかかわらず、数々の環境アジェンダを国際社会に提示してきた実績は、国際政治学にとって有意義な研究論点になろう。

このような例外状況がありうるにしろ、より大きな役割を果たしているのは、一般には、条約により設立された国際機構である。そのさらに突き詰めた類型化には、メンバーシップと権限に着目する必要がある。SchermersとBlokker

は、第三国に対して開放的か閉鎖的か、また機構の権限に関して、政府間協力的か超国家的か、といった分類法を示す(*Ibid.*, 35-44)。ここから、開放的政府間協力機構と閉鎖的超国家機構という両極を想定できる。一見したところ、前者には国連専門機関、後者には地域統合組織のEUが思い浮かぶが、当然、そうした単純化は、厳に慎まねばならない。事態はそう単純ではない。

メンバーシップを閉じる場合、特定地域、特定機能の遂行能力そして共通の政治背景といった事由が想定される。たしかにEUは、欧州共通の価値を信ずる欧州諸国に開かれ、加盟に際しては、既存のEU法全体(いわゆるaquis communautaire)を受け入れる意志とそれを施行する能力を求める。しかし、その欧州の概念は、西欧的欧州から中東欧を含む欧州へ広がり、さらに南東欧(もしくは西バルカン諸国)をも包摂する概念に発展し、いまやトルコを迎え入れるための激しい応酬が、欧州の定義をめぐって繰り広げられている。メンバーシップを限定するための地域概念は、時々の政治言説によって、可変的になりうる。

権限についても、純粋な超国家機構は存在しない (Ibid., 42)。両者の区別は、類型のための参考にすぎない。機構の運営機関や規則が、構成国を拘束する超国家的なものかどうか、あるいは意志決定権限が政府代表により行使され、機構は構成国の意志を拘束できず、全会一致方式で意志決定が行われるかどうかは、いわば、アクセントをつけるための類型基準である。構成国を拘束する意志決定権限が機構そのものに授権され、全構成国の協力に依存しない意志決定機関が多数決制度によって運営され、構成国国民を直接拘束するルールが構成国の議会承認なしで策定され、そのルールが構成国の法に優位し、財政上も自律し、構成国の一方的な脱退を認めず、機構の変更や解体に機構の意志決定機関の関与を絶対の条件とする場合、純粋な超国家機構が存在することになる(Ibid., 41-2)。EUは、たしかにそうした超国家機構に類似した面を多くもつ。しかし、政策領域ごとにきめ細かく調べていけば、そう単純でないことはすぐに分かる。EUが政府間協力機構の性格の強い第二の柱(共通外交安全保障政策)、第三の柱(警察刑事司法協力)を包摂しているというにとどまらず、第一の柱

のいわゆる共同体方式(the Community method)ですら、超国家的な立法過程 と政府間協力的な政治過程の、まさに微妙なバランスの上に成り立っているの である。

政府間協力と超国家機構の間のこうした量的なグラデーションは、EUを国際機構の亜種として見る場合には有効であろうが、EUの政体としての特異な姿は、これを覆い隠してしまう。機能性を存在根拠とする国際機構とは決定的に差異化されるべき国家には、それ相応の正統化装置が備わる。たとえばデモス意識に裏づけられた市民の社会契約という言説上の構図などがあろう。EUは、国際機構の延長線上にありつつも、そうした国家の正統化装置が要請される形で、制度進化を遂げていったのである(臼井2003c)。地域統合組織・EUについては、ニュアンスをつけた丁寧な取り扱いが必要である。

いずれにしろ、国際制度一般を視野に入れていく国際政治研究にとって、国際機構の立ち入った分析枠組を提供する国際法研究は、格好の連携相手になる。この連携の土台となる概念が、レジームとガバナンスである。両概念は、その曖昧さや多義性にもかかわらず、国際共同行動の現代的な複雑さや多様なあり方を理解する上で、有意義な研究領野を開いてくれる。

③ レジーム

レジームは、国際政治と国際法のインターフェースである。あるいは、国際 政治研究と国際法研究が、それぞれ別の地点から掘削を進め、やがて同じ岩盤 に出会った、といえるかもしれない。双方とも、非拘束的でやわらかい義務を 提示する、法のようでそうとも言い切れない合意や協定に着目し、その役割を 探求していったのである。

国際政治研究にとって、レジームとは、国際機構と差異化すべき制度複合体であり、たんなる国家間関係を越えてはいるが、国際機構にはいたらない、そのようなまとまりを把握するために彫琢されてきた概念である(Haggard and Simmons 1987)。その把握のためには、制度概念を拡張して、非公式制度にまで研究を拡張する必要があった(Krasner 1982b)。レジームとは、「ある争点領域で行動主体の期待を収斂させるような原則・規範・ルール・意志決定手続き

の総体」としてとらえられる (*Ibid.*, 186)。しかし、そうした原則・規範・ルール・意志決定手続きは、もちろん、非公式の制度と公式の制度の複合として確立される。それゆえ、レジームを構成する法のあり方に着目した段階論も可能である。

この路線で、Abbottらは法化 (legalisation) の段階論を提示した (Abbott et al. 2000)。それによると、法化の程度は三つの基準ではかられる。義務の拘束力が強いかどうか、義務の定義が曖昧さを排除して精密になされているか、そして義務の意味についての解釈がどこまで第三者に委任されているかである (Ibid.)。こうした三つの基準を組み合わせることで、自発的国際協調から超国家機構へと、法化の程度を量的に把握できる。この場合、究極の法化段階は主権国家となり、国内から国際にいたる制度一般が、ひとつの平面に照射される。強いていえば、主権国家は究極の法化段階にいたったレジームでもある、ということになろう。こうした理解から、国際機構と地域統合組織を、法化の異なった段階にある制度群としてとらえる見方も可能かもしれない。しかし、前述のように、制度の形態に関する量化された段階論は、EUの政体としての性質を逃してしまう。しかもそこには、主権国家の制度構成を理想とする制度進化論すら含意されているかのようである。

国際法研究からレジームを取り上げる場合、条約を基礎にしながらも、さまざまな非拘束文書を加味して柔軟な伸縮を見せる、重層的で複合的な制度群が問題にされる。その特徴を見る上で、レジームの存在を三つの指標でとらえようとする村瀬の整理が参考になる。条約を基礎に国際公益を追求し、締約国の履行確保のため内部に自己充足的な手続制度を確立し、外部の第三国に対して一定の対抗力をもつような制度複合体が存在する場合、それをレジームと呼ぶのである(村瀬2002:345)。村瀬も強調するように、レジームとは、個々の条約や国際機構からは差異化されるべき制度群であり、複数の条約や協定に非拘束文書も加えて重層的に構成され、国際機構の手続制度を利用しつつも、個々の機構固有の活動とは区別される存在なのである(前掲書:351、362)。こうしたレジームを構成する一つひとつのルールや手続きは、それぞれに法的拘束力

の強さを異にする。国際政治研究が、非拘束合意文書に対する主権国家の遵守 を検討しようとする場合、レジーム全体が形成する規範群の政治効果を問題に しなければならないだろう。

以上を整理すれば、レジームとは、特定の争点領域で行動主体の期待を収斂させる制度複合体であり、条約というかたい法を基礎にしながらも、さまざまなやわらかい法が補足しながら、全体として一定の政治効果すら期待できる規範文脈を、国際社会に創り出していく。レジームというこのような状況の実際の存在は、リアリズムの立場に立つ合理主義指向の国際政治研究にも、またリベラリズムの立場に立って国際協調の条件を探る研究にも、それぞれ大きな刺激を与えてきた(Kratochwil sand Ruggie 1986)。それに加えて、構成主義がリアリズムやリベラリズムに対してひとつの対抗理論を構築するきっかけでさえあった(ex. Brunnee and Toope 1997)。

本稿が問題にする気候変動枠組条約と京都議定書は、その締約国会議を通じて採択されるさまざまな協定や政治合意を通じて、まさにレジームを構築しているといえる。気候変動問題をめぐる国際共同行動のあり方に接近するには、国際機構や地域統合組織に加えて、気候変動レジームを検討しなければならない。

④ ガバナンス

こうして、レジーム、国際機構、地域統合組織の三つの制度複合体の検討を通じて、国際共同行動の組織化に迫ろうとする場合、さらに加えて、ガバナンスの概念を問題にする必要がある。三つの制度複合体は、それぞれ、いわば政府なき秩序生成に寄与することを求めらる。ガバメントに対してガバナンスの語が強調される文脈が、ここにある。ただし、ガバナンスの概念はレジーム以上に多義的である。また内容上、レジームと重なる部分が多くある。しかし、研究の関心や方針という点で、両者の混同が許されないほどの違いはある。それは一方で、政府組織や企業内の法令遵守や透明性の向上という課題に付され、用いられる語である。しかし他方で、中央政府の存在しない国際社会が問題解決能力を向上させるための制度配置や行為主体の参加のあり方、これがガバナ

ンスとして一括される。したがって、公共問題の解決を指向する政策形成・施 行のあり方を指す概念が、ガバナンスである。当然、本稿の関心は後者にある。

国際政治研究の文脈では、ガバナンスの概念に次のような関心が織り込まれ る。まず第一に、国益をめぐる力の政治に対して、問題の発見と解決を第一次 的に指向する政治過程の存在である。この意味で、ガバナンス研究は、リアリ ズムが前提にする国際制度観とは相容れない。レジーム研究が取り組む国益の 合理的計算は、たとえばグローバル・ガバナンスを掲げる国連の研究チームに とって、研究対象というよりもむしろ、矯正されるべき悪弊でさえあろう。ま た第二に、上述のように政府なきガバナンスの可能性が探られる。中央政府の 存在しない国際社会で、公共政策が形成され施行されるとすれば、政府間の協 調のみならず、多様な国際主体の参画が必須である。そうしたいわば多次元的 な共同行動の形態や条件が、ガバナンス研究の主要課題となる。これに関連し て第三に、制度の実施能力(capacity)を高度化させる方法が探求される。国 際社会が問題を共有し、解決する能力を高めるための方途を探るのはもちろん、 とりわけ途上国の能力形成が主たる研究課題になる。そして第四に、ガバナン ス研究には、各国政府および政府間組織の民主的正統性を向上させるという関 心がある。ここには、民主主義の向上が問題解決能力を高めるという社会哲学 的な前提が存在する。

ガバナンスのあり方としては、三つの類型を想定できる。第一に、国家間のガバナンス(international governance)である。政府間対話や政府間協力組織を通じた、各国の基本的には自発的な問題解決が想定される。第二に、超国家のガバナンス(supranational governance)である。構成国を法的に拘束する機構の創設を通じた問題解決が想定される。第三に、脱国家のガバナンス(transnational governance)である。非政府主体が越境市民公共圏を形成して、まさにプロアクティブに問題解決へと参画していく状況が想定される。一見すると、レジームや国際機構が国家間のガバナンスで、EUは超国家のガバナンスと脱国家のガバナンスを同時に進めているような印象があるかもしれない。当然、そのような単純化は、現実の暴力的改竄でさえある。条約に詳細に規定

され、締約国で完全に国内法化された義務は、定義が曖昧で具体的な実施のあり方が加盟国政府の裁量にゆだねられる場合のEU法と比べて、はるかに強い拘束力をもつ。また国連機関に誘導される最貧途上国の行政には、EU加盟国が享受するような自由はあるまい。さらに、気候変動レジームも国連環境計画も、非政府組織にますます発言の機会を与えるようになってきた。非政府主体としての越境市民運動体は、さまざまなレジーム、国際機構を利用し、同時にEUへも参入する。いわば、三つの国際制度複合体を貫く形で発展しているのである。したがって、上述の国際機構の類型と同様、ガバナンスの類型にも、国際共同行動のあり方を描き出すにあたって、さまざまな側面にアクセントをつけるというねらいを越えた認識目的を読み込んではならない。問題は、気候変動をめぐる国際共同行動が、どのようなガバナンス類型にアクセントをつけた形で形成されていったのか、またEU域内の場合はどうかである。その作業仮説的な構図を描くには、国連システムの制度的なあり方を確認しておく必要もあるだろう。

(2) 国連システムの構図

① 機関ネットワーク

国連は、国連総会、経済社会理事会、安全保障理事会といった全体会合に象徴される地球大の国際機構であるとともに、さまざまな専門機関(Specialized Agencies)・下部補助機関(minors)の相互連関を実体とする機能的分権システムを有する(Schermers and Blokker 1995: 1056-7)。柔軟なメンバーシップのもと、特定分野でさまざまな技術上の協力を行い、政治から切り離された国家間協力を進めている(Ibid.)。専門機関は、国連憲章57条と63条に規定された、いわば国連システムのレギュラー・プレーヤーである。それに対して、特定機構の決議によって設立される下部補助機関は、ある程度自律的に運営されるものの、国際法人格をもつ独立した組織ではない(Ibid., 1059)。ただし、別動組織として専門業務を担い、独自のメンバーシップ規定を持つ場合もある(Ibid., 59-60)。多くの場合、ある特定の争点領域で、独立の国際機構の設立を求める

国々と、自発的な多国間協力にとどめたい国々の、まさに政治上の妥協として設立される(Ibid, 1060)。本稿が取り上げるUNEPは、まさにこうした国連下部補助機関である。たとえばEUは、UNEPを格上げし、WTOに対抗できる世界環境機構のような強い組織を創設するよう主張してきた1)。ただし、この下部補助機関は、国連システムが全体として環境アジェンダを打ち立てていく上で、無視できない仕事を成し遂げてきたのである。なお、WTOは、国連の専門機関として組織化されなかった。研究の上で便宜上、国連システムとして一括することはあっても、国連経済社会理事会との連携関係は政治的にも期待できず、国連システムとは区別して把握していく必要があるだろう。こうした事情が、UNEPを国連総会の下部補助機関から格上げして、WTOに対抗できるような世界的機関に発展させようというEUの主張の背景となっている。

なお、国連システムはさらに地域経済委員会(the regional economic commissions of the UN)を擁する。いわゆる国連地域分類(アフリカ・アジア・西欧・東欧・ラテンアメリカ)ごとに設置され、高度な自律性をもつが、国連ファミリーに属する(Ibid., 1060)。たとえば欧州国連経済委員会は、重要な多国間環境協定の策定に貢献してきた。欧州広域大気汚染防止のための条約(1979年LRTAPおよび関連の議定書群)や、環境情報・政策決定・司法へ市民社会団体のアクセスを保証するよう義務づけるオーフス条約などである。国連システムの射程範囲は、広大である。

諸機関を包摂するファミリーという国連の性格は、実はEUにも見いだせる。 上述のように、EUは複数の条約が形成する三つの柱から成り立ち、欧州委員 会、閣僚理事会、欧州議会、そして欧州司法裁判所という4つの機関がいわゆ る単一制度枠組を構成しながらも、柱ごとに、また柱の中の政策領域ごとに、 4機関の権限は異なる。いわば、EUとは諸条約・諸機関を包摂するひとつの ファミリーのような様相を示しているのである。ちなみに05年にフランスとオ

¹⁾ たとえばthe 2005 Brussels European Council Presidency Conclusions, 10255/05, CONCL2, point 39.

ランダの国民投票で否決され、現在宙に浮いている憲法条約には、こうした諸 条約・諸機関融合体を、単一の法秩序へ仕立て直そうとするねらいがあった。 それはともかく、EUと国連システムは、絶えず法秩序としての統一性を構築 し続けていかなくてはならない、諸要素の暫定的融合体なのである。

② 国際環境行動の構図

では、国連という機能的分権システムは、国際環境行動をどのように構築しているのだろうか。上述のように、国連システムを全体として環境行動に向かわせる機動力を発揮しているのは、UNEPである。それは国連総会の下部補助機関であり、国連の地域分類(西欧・東欧・アジア・アフリカ・ラテンアメリカ)にそくした独自のメンバーシップをもつが、国連総会で構成される国連加盟国全体の意志から独立して、自らの政治意志を表明することは許されない。環境分野に専門機関が存在しないという不利は、こうした形でもあらわれる。ただし、のちに検討するように、UNEPはただの飾り物であったわけではない。国連システムを環境ガバナンスの形成へ向けて突き動かしていく上で、UNEPによるネットワーク指向の独特の活動は、国際政治研究上、検討の価値ある実績を積み上げてきたのである。

そうしたUNEPによる個々のプロジェクトを志向する取り組みは、国連を寄託先とする多国間環境協定(MEA)の枠組内で進められる。UNEPは、個々のMEAに事務局機能を提供する場合が多い。MEAの体制は、枠組条約を土台に議定書や関連合意文書を積み上げていく方式をとる。したがって、MEAの締約国会議は、ある種の政治過程を継続させることになる。この、いわゆるCOPプロセスを管理・運営し、ひとつのレジームを構築していくにあたって、事務局機能が果たす役割は大きい。枠組条約や議定書に規定された個々の義務や規則を実務上具体化し、関連する技術・科学の専門知を調達し、個々のルールや施策の施行を促進させながら、紛争解決手続に関して独自の制度群を構築・機能化させていくという役割、これは各締約国の政治意志のみならず、事務局の能力に依存する部分も無視できないだろう。事務局がそうした役割を十二分に果たせるとすれば、事務局機能を引き受ける機構が、大本の枠組条約を

起草する段階から関わっていく必要があろう。UNEPは、のちに論じるように、MEAに織り込まれるべき環境法原則や、MEAが必要とされる分野を特定し、国連総会で承認を受けるという行動を取ってきた。各国の専門家を動員して進めてきたモンテヴィデオ計画などが、その例である。そうしたやわらかい立法政策文書をもとに、UNEPは多くの枠組条約の起草に関わっていったのである。

ただし、本稿のテーマである気候変動枠組条約の場合、少々事情は異なる。UNEPは、その起草段階どころか、そもそも地球温暖化を国際社会の政治アジェンダとして認知させる過程でさえ、重要な役割を果たしてきたのだが、気候変動枠組条約と京都議定書の締約国会議に事務局機能を提供することはできなかった。COPプロセスを側面から支援し、たとえば京都メカニズムとくにクリーン開発メカニズム (CDM) を実施するための個々のプロジェクトを推進するにとどまっている。

(3) 国際機構のやわらかい力

では、UNEPのような国際機構は、国際共同行動の構築と推進にあたって、 どのような力を発揮しているのだろうか。強大な軍事力や莫大な財政力を背景 とした圧力でないことは当然として、いったい何が、国際機構の存在を支えて いるのだろうか。締約国の政治意志が相当程度収斂している多国間レジームや、 加盟国の統合へ向けた政治意志を前提にできる地域統合組織とは異なり、国際 機構の政治基盤は比較的脆弱であるといえよう。国連という理念上の権威が、 ガバナンスを構築する実際の力に具体化されるとしたら、それはどのような力 であろうか。

本稿では、国連諸機構のやわらかい力に注意を向けておきたい。アメリカのハード・パワーに対するEUのソフト・パワーという図式が広く語られるようになって久しいが、実は国連諸機構こそ、このやわらかい力をフルに使いこなすことで、機能性という自らの存在根拠を確認しようとしてきたのである。やわらかい力の具体例としては、科学知と政策知への信頼性をあげられよう。国連諸機構、とりわけUNEPは、特定の科学知に政治上の権威を与え、政策知と

して国際社会に提示し直すというプロセスを、国連システム内で確立していっ たのである。

① 科学知と国際機構

他の政策分野にも増して、環境政策では、科学の研究における知的挑戦と、 政策形成における政治の挑戦が、いわば車の両輪となる。ここに、科学と政治 の対話はいかに組織化されるか、という研究課題が生じる(Underdal 2000: 3)。 この点、Underdalの適切な整理が参考になる。たとえば運輸政策が一定の技 術水準を想定できるのとは異なり、環境政策には固有の難しさがある。環境問 題は多くの場合、不確実性が高く、環境政策は不確実な情報のもとで立案・施 行されなければならない。さらに加えて、問題の科学認識に際して、核となる 知(core knowledge)は、その後の研究や情勢の変化によって、修正され、あ るいは拒絶される(Ibid. 4)。そのため、政策は科学知から直接導出できず、 不十分な情報を前にした政治の判断が必須となる。政府は、科学研究が見出す あらたな状況認識にしたがって、国益を再定義する一方で、その科学知は政策 を正当化するために濫用されることもある (Ibid. 6-7)。 つまり、さまざまな要 素が政治と科学の間に介在し、両者のストレートな結びつきを妨げる。問題と なる領域での研究進展状況、政策課題となる問題の深刻さ、政府の研究補助金 や研究の自由度、研究プロジェクトの人事権といった制度配置などを、その例 としてあげられよう。科学と政治のインターフェースがどう制度化されるかは、 まさに政治研究の課題である。

こうした政治による科学知の濫用という除去されるべき可能性に加えて、価値判断の困難な状況も想定できる。そもそも、真理探究を第一とする自由な科学研究が、真理を発見し、政策へと応用されるというシンプルな構図は、国際社会におけるガバナンス形成の理想ですらない。科学知が推奨する政策は、環境保全以外の争点で問題となるさまざまな価値や規範と、競合していくのである。どこまでも部分知である科学が、社会で競合し合うさまざまな価値や理念の複雑な配置を、環境保全へ向けて統一的に組み直すことなど、できようはずもない。政治により歪んでしまう一方で、その政治こそが、科学知の発見した

問題の解決に、価値理念上の優位を与えるのである。こうした事情の複雑さは、地球環境問題を対象とした国際環境行動の場合、各国の国益が絡む分、さらにいっそう増幅される。国際機構の役割は、政治と科学のこうした微妙な関係を、確固とした問題解決プロセスへと方向づけることに求められよう。それはひとつには、科学知が一定の方向へ展開するよう促す役割である。科学の研究アジェンダと政治のアジェンダを一致させる形で、国際共同研究を組織化することができるという点に、国際機構の強みを見出せる。国際科学共同研究の組織化支援とそれを政治アジェンダとして国際社会に提示する翻訳機能、ここに国際機構のやわらかい力が存在する。そうして同時に、上述のように、この翻訳過程にあらわれる政治による歪みと他の価値理念との競合の双方を、丁寧に調べていく必要がある。

② 政策知と国際機構

翻訳過程を通じて打ち出される政治アジェンダは、政策知となって具体化さ れる。それは、いわば最善政策案の体系的提示である。このような政策知とい う点にも、国際機構の強みがある。MEAには、ほぼ例外なく、国内措置の通 報義務が定められており、国際機構がその受理と分析と公表にたずさわるのが、 通常の姿である。ここには、一方でMEAが大量生産されれば、国内行政をパ ンクさせかねないという側面がある。大量の報告義務は、当然、その質を低下 させかねず、またそもそもMEAが要求する国内措置や規制物質の排出量達成 状況について通報義務をこなしていくには、それ相応の官僚機構が必要であり、 多くの途上国にとって、それはまさに至難であろう。しかし他方で、そうした 通報義務は、国内履行の確認にとってなくてはならない業務であり、またうま い具合に国際社会に公表できれば、各国の名誉心と国際世論に訴えかけるやわ らかくも有効な圧力手段になりうる。これは、相互学習を促し、最善実務を共 有する仕掛けであり、反省による熟議を通じて、義務履行への動機を高める可 能性ももつ。そして、最善実務の定性的・定量的指標が具体化されていけばい くほど、MEAは、まさに生きた目標になってゆく。いわば、国内措置実施の 際の基準を義務不履行の確認手段としてとらえるのではなく、相互学習と反省

を通じた熟議の参照点に変えていくという方向である。たとえば、EUがあたらしいガバナンスの一環として進める公開調整方式 (Open Method of Coordination) には、そのようなねらいがある。こうした過程を生み出せる最良の位置にあるのが、やはり国際機構であろう。国際機構は、政策知をめぐる学習過程の組織化という形で、やわらかい力を発揮するのである。

しかしながら、このようなやわらかい力によるガバナンス構築能力を国際機構に読み込み、争点領域ごとに検証していくという研究方針は、上述のリアリズム的発想を完全に無視した形になってしまう。物的利益をめぐる力の政治が国際社会から消えてなくなるとは、とうてい想定できまい。さらに、多国間レジームと地域統合組織とともに、国連システムの国際機構がどのように国際共同行動を構築していくかを検討するには、これら三つのタイプの国際制度を貫く力の政治のあり方に注意を払う必要もあろう。本稿はそれを、規範言説の政治に求めてみたい。それは、構成主義の視座に立脚した言説接近法とでも呼ぶべき研究方針である。

(4) 国際制度と規範言説

① 言説と国際制度

国際社会がある争点に向けて共同で行動する場合、共有規範の構築が必然的にともなう。もちろん、その規範が、国際社会全般にわたって共有されるとはかぎらない。従属的な地位に貶められる規範の言説も、多数存在しよう。しかし少なくとも、主権国家どうしの共同行動が特定の目的に向けて継続的に組織化されゆく場合、主権国家内の政治にすら何らかの作用を及ぼすほどの耐性を備えた国際共有規範が、平行して確立されているはずである。国際共同行動を支える制度群は、国際政治の中でさまざまに方向づけられた言説が相互作用するようし向ける仕掛けでもあり、それを通じて共有規範が構築される場(arenas)でもある。国際制度の役割は、力の国際政治(リアリズム)に対抗する価値の国際政治(リベラリズムや構成主義)の事例として(Schermers and Blokker 1995: 8-9. Cf. Ruggie 1998: Kratochwil and Ruggie 1986)、国際関係論の貴重な研

究対象となっていったのであり(とくに環境問題に関して、Eckersley 2004: Ch.8)、 国際的に反響(resonance)しつつ展開する言説の相互作用を安定的に継続させ る場という側面、これが国際制度にはたしかに存在する。

しかし、そうした共有規範は、同時に、覇権的な規範言説と劣位におかれる 規範言説を作り出してしまうこともたしかであろう。また、環境保全の規範言 説が他の争点領域をめぐる規範言説に対して地位を向上させていく中でも、そ の環境保全の規範言説に他の規範言説が交差し、もとの意味を変容させてしま うこともあろう。さらに、環境保全の規範言説それ自体も、決してひとつでは なく、他の規範言説との交差の中で、環境規範言説の中の優位・劣位関係を生 み出してゆくだろう。こうした推論を経験的に特定できるとすれば、リアリズ ムとリベラリズムの基本的な対抗図式をよりニュアンスのついた分析に仕立て 直し、ひいては、国際共同行動にともなう共有規範の構築に力の政治が侵食し てゆく様相を見出し、ガバナンスに織り込まれる権力関係に迫っていくことも 可能だろう(関連先行研究としてKeeley 1990)。これが、構成主義の視座に立っ た言説接近法による研究方針である。

ここで規範の言説とは、さしあたって、行動規則に具体化される価値や理念を提示する言説ととらえてみたい。この言説に影響を与えるのが、政治言説はもちろん、環境保全に関わる争点領域では、科学の言説である。各国の立場や行動を正当化し、自らの利益を実現するための圧力を陰に陽に含ませる力の政治の言説とともに、問題の発生を証明し、その克服の可能性と方途を示唆する科学の言説は、環境保全の規範言説と複雑な相互作用を展開し、それぞれの言説の真偽や正邪を曖昧にする。

こうした他の言説との交差の中で、規範の言説は法という形式を認定された 文書に結晶化する場合がある。注意すべきは、その前後である。いわゆるかた い法として確立される前の段階で、宣言や決議、また枠組条約という形の、解 釈が定まらない文書が媒体となって、ある特定の規範言説が覇権的地位を獲得 したり、また劣等の地位に追いやられていく。それはかたい法による確立の後 も続く。たとえば枠組条約の特定の条項は、宣言や決議、政治合意を通じて、 一定の解釈を与えられることが多い。こうしていわゆるやわらかい法が、立法計画を提示し、拘束力の強い規定の解釈を準備し、行為主体間コミュニケーションの形式となってゆく²⁾。こうした事情から、たとえば国連総会の決議や、気候変動枠組条約締約国会議の暫定合意、さらにはEUの欧州理事会議長総括をはじめとする、広い意味でのやわらかい法は、構成主義の視座に立脚した言説接近法にとって、格好の研究領野となる。

② 国際制度の存在態様

国際機構や地域統合組織は、言説相互作用の中で形成される共有規範を個別 の義務として実務上具体化し、その履行を確保するべく行動する主体でもある。 ただしこの点で、多国間レジームは国際機構や地域統合組織と様相を異にする。 国際主体性の有無がここで問題になる。国際制度の多様なあり方を考慮に入れ ておく上で、それは重要である。また国際政治上の主体と国際法上の主体とで は意味が異なることにも、注意が必要である(庄司2005:147-160)。国連総会の 決議により設立された国際法人格をもたない補助機関は、国際政治の主体とし て、規範言説をめぐる政治の対抗関係に参入するのである。国際法人格をもた ない組織であっても、他の国際法人格をもつ主体に何らかの政治的な影響力を 行使することは可能である。それに対して、単一争点領域に設立された締約国 会議(COP)の事務局が、政治効果を生み出す独立の言説政治主体になりうる かどうかは、疑わしい。前述した法化の段階論では、国際制度の中心となる機 関が政治主体性を獲得する場合の質的飛躍を考慮に入れにくい。後述するよう に、UNEPは市民社会団体や各国政府の専門家を動員しながら、国連システム に緑の規範を織り込むため、やわらかい法の策定に尽力してきた。いわば、規 範言説の政治主体として、戦略性をもった行動を示しているのである。本稿で は、UNEPの役割を追っていく上で、こうした理解を前提としておきたい。

このように国際制度は、規範の言説がつむがれ、また政治や科学の言説を交

²⁾ 一例としてSendenによるECを事例とした研究を参照(Senden 2004)。

えて規範言説の対抗関係が展開する場である。そして同時に、とりわけ政治主体性を獲得した国際機構や地域統合組織は、規範をめぐる言説政治の主体として、そうした場に参入していく。UNEPやEUは、気候変動レジームという言説政治の場で主体性を発揮する一方で、UNEPはEUにとって、またEUはUNEPにとって、言説政治上の影響力を及ぼすために利用される場なのである。国際共同行動の展開を跡づけようとする場合、こうした複合的な国際制度のありようを考慮に入れておく必要があるだろう。

このような複合的な関係を考慮して、本稿では、次のような様相を想定してみたい。レジームも国際機構も地域統合組織も、それぞれの制度構成に制約されながら、言説相互作用の過程をそれぞれに生みだし、言説対抗関係に対して三つの作用を及ぼしていく。ひとつは、正義の国際制度に対する利己的で不正でさえある主権国家という図式の創出である。つぎに、個々の言説について、正しい言説と間違った言説を確定する。言説政治への関心から換言すれば、正邪の烙印による覇権言説と従属言説の認定である(cf. Keeley 1990)。そして、このような言説対抗関係の整理を通じて、問題状況に関する意味構造を構成する。覇権従属関係を含意したこの意味構造は、言説政治主体の実際の行為にとって、あらがいがたい制約となってゆく。国際制度は、こうした作用が生じる言説政治の場となり、また中でも国際制度を母体に主体性を獲得した機関は、それ自体戦略的な言説政治主体となり、主権国家の行動を制約し方向づけようとする。科学知と政策知というやわらかい力に依存する国際制度は、こうした言説政治の場としての、またそこに参入する国際政治主体の母体としての、独特の存在態様を示すのである。

Hajerの言説分析は、このような理論上の想定に、具体的なイメージを与えてくれる(Hajer 1995)。とりわけ、物語(story-lines)と言説連合(discourse-coalitions)の概念が有用である。物語とは、社会の現実や問題状況、そして解決への道筋を理解するための、わかりやすく単純化されたプロットの展開であると言い換えられよう。それは、科学研究や政策構想や日々のメディア、知識人の論壇といった、さまざまな領域で打ち出される諸言説のうち、親和性のあ

るものを一貫した形で結合した、より高次の言説である(Ibid. 62)。いったん ある争点領域で物語が構築され、一般的になってゆくと、当の物語を象徴する 暗喩に触れただけで、高度な科学の知見や行政の専門性をもたずとも、問題の 争点状況とあるべき解決方向について、漠然とした共通理解を確認しあうこと ができる。換言すれば、ある種のコミュニケーション・リンクが匿名の人々の 間に生じるのである。たとえば、酸性雨の問題について、また地球温暖化につ いて、科学の知見から政策の実務まで、すべてにわたって十全な知をもつこと は不可能であろう。しかし、それぞれの分野の言説が、問題状況と解決方法の 一貫した物語に結合されると、いくつかの象徴的な語に触れるだけで、当の問 題について、政治上の立場を表明するのに十分な理解を示すことができるだろ う。Hajerは、さまざまな系統の言説により構築されるそうした物語を共有す る言説連合が、それぞれの物語の妥当性をめぐって、政治的な対抗を繰り広げ る状況を、酸性雨問題を事例に把握しようとした。この言説連合は、党派連合 や政策ブローカー連合 (advocacy-coalitions) とは、区別されねばならない。と いうのも、それらは基本的には行為主体中心の接近法であり、その場合の連合 は相互に顔の見える人間関係である。言説連合に着目する場合、物語の共有が、 連合形成の基盤として重視される。たとえば、自然科学上の訓練を受けていな い政治家や官僚が、UNEPの実務者向け温暖化解説を契機に、一定の言説連合 に取り込まれるという事態が想定される。のちに触れるように、Dryzekはこ うしたHajerの言説分析をさらに拡張し、環境保全の物語を収集・分類しなが ら、それぞれの親和性と競合性を吟味していった(Dryzek 1997)。

一定の物語を共有する言説連合の形成にあたって、国際制度が場として果たす役割は重要である。また、政治主体性を獲得した国際機構や地域統合組織は、それぞれの制度構成に制約されながら、それ自体、特定の言説連合を形成してゆくだろう。本稿では、こうした言説に注目した研究方針により、気候変動問題に対する国際共同行動の展開が、どのようなガバナンスの構築に帰結しようとしているのか、またそのガバナンスにはいかなる形で、力の政治が織り込まれているのかを、検討していきたい。その立ち入った検討に先立って、気候変

動問題の政治的な特質に触れておく必要がある。それを通じて、気候変動の科 学言説とそのありうる歪みを特定するのが、次章の課題である。

3. 気候変動問題の特徴

(1) 気候変動の言説

地球温暖化による気候の変動を、国際社会の喫緊かつ深刻な問題として構成したのは、科学者集団の国際連携と国連システムによって紡がれてきた言説であった。この壮大な問題構成過程で、科学と政治の言説がつながれていったのである。その中心的な役割を果たしたのは、UNEPと世界気象機関(WMO)によって共同設立された気候変動政府間パネル(IPCC)であった。IPCCの報告書は、気候変動問題の構成過程で、権威的な地位さえ獲得してきた。

IPCCによる気候変動の科学言説は、結論部分だけを取り出した総括報告書 (synthesis reports) や、政策実務者向けの要旨 (いわゆるSPM: summaries for policy-makers)を通じて、気候政策言説の核となる認識を培っていった。UNEP は、そうしたIPCCの専門知が科学者や政策実務者を越えて、広く一般に浸透するよう広報活動に力を入れてきた。いわば、環境意識を喚起するための情報提供型政策である。しかし、総括報告書やSPMをへて、さらにUNEPの広報活動へとつづく媒介過程では、ある種の誇張が生じやすい。専門家向けの研究に見られる慎重な限定つき判断が、政策の重要性をわかりやすく一般に訴えるための断定的判断に浸食され、かえって、気候変動の懐疑論者に力を与えてしまっていることは否めない。そこで、気候変動問題の政治的特質を検討するに先立って、まずは、気候変動言説の認知的な側面の基本を確認しておきたい。

20世紀中に、全球平均気温は0.6℃の上昇を記録した。これは、過去1000年のいかなる世紀と比べても高い値であった。しかも90年代は、同じく過去1000年で、最も高い平均気温を記録している(UNEP 2005d: 8)。もちろん、地球は10万年ごとに温暖期と氷河期を繰り返してきたのであり、現在は1万5000年ほど前からはじまった温暖期にある。また過去のどの間氷期でも、平均気温の上

がり・下がりは激しかった。しかし今回の温暖化には、過去のいずれのものとも異なる原因が多くの科学者たちによって想定されてきた。産業活動によるGHGsの大量排出である。

南極大陸東部の中央に、ヴォストーク湖と呼ばれる氷に覆われた湖がある。長く大気から隔離されてきたため、そこには地球の自然史を調査するための格好のデータが眠っている。この科学研究の宝庫に、ロシアが調査基地を構えていた。ロシアはフランスと連合調査団を組み、ボーリング調査を行った。1000mを越す氷柱が取り出されたという(Weart 2004: Past Cycles)。この柱状試料による氷床核の調査分析によって、ある重要な事実が発見された。大気中の CO_2 濃度と全球平均気温の間に、強い相関関係が見られるのである(UNEP 2005d: 9)。しかも、40万年前からのトレンドを見るかぎり、 CO_2 濃度が300ppm を越えたことはなかった(Ibid, 9)。それが、現在では370ppmに及ぼうとしている。この CO_2 こそ、温室効果ガスの代表格である。

CO₂の大量排出が現在の温暖化の原因だとする科学の仮説は、いまや科学の 言説と化して、覇権的な地位を確保している。IPCCの研究報告書を一般向け に解説したUNEPの啓蒙パンフレットは、次のように敷衍する。

「過去50年間に観察された温暖化のほとんどが、人間活動に起因すると判断できるあらたな強い根拠が存在する。地球温暖化が完全に自然現象であると考えることは、もはや不可能だろう。……火山の噴火や太陽の放射照度は、20世紀前半に観察された温暖化への影響はともかく、20世紀後半の地球温暖化を説明することはできない。」(*Ibid.*, 8)

しかし、そうした言説の基礎となる科学知には、いまだ不確定な部分が多く 残る。UNEPの啓蒙パンフレットから、あえてこの不確定な部分を拾い出すこ とも可能だ。人間の活動が大気中のCO2濃度を急速に増大させることによって、 地球環境に甚大な影響を与えることが理論的に想定可能だとしても、現段階で は、化石燃料の燃焼によって排出される炭素を、すべて追跡できてはいないの である。アメリカ航空宇宙局(NASA)によれば、毎年15-30%の炭素が追跡不 可能だという(*Ibid.*, 12)。炭素循環の把握に不確定な部分が多く残る以上、地球温暖化による気候変動が人為起源のものだとする認識は、どこまでも推測の域を出ないことになる。しかも、後に指摘するように、すでに第三次になる2001年のIPCC評価報告書でも、いまだCO₂以外のGHGsを考慮したシナリオが検討されていない。推測される気候変動被害のすべてを化石燃料の大量消費に帰責させる議論には、科学の純粋な批判精神からすると、埋めていかなければならない間隙がまだまだ多く残されている。気候変動問題は、脆弱な科学知に依存しているとさえいえる。

このように、地球温暖化による気候の変動とは、言説として構成された部分を色濃く残した問題なのである。こうした脆弱な科学知による警告が、政策形成に帰結するまでには、政治性を強く帯びた多様な言説の影響に曝されよう。それにより、気候変動問題そのものが、何らかの政治性を帯びることになる。気候変動の政策言説が、科学言説の中で構成された気候変動を政策課題として再構成するまでには、どのような政治が介在するのだろうか。気候変動問題に対する国際共同行動の編成を検討するにあたって、気候変動問題の帯びる政治性は、避けては通れない検討課題である。その追求のためには、まずは、地球環境問題そのものが本来的に帯びている政治性を明らかにしておく必要がある。本稿では、不可視性、党派性、遍在性の三点を提示してみたい。気候変動は、問題として構成される当初より、地球環境問題のひとつとして、こうした三つの政治性を帯びており、気候変動の政策言説をめぐる対抗関係も、この三つの性質によって構造づけられているのである。以下、順に検討していこう。

(3) 地球環境問題の政治性

① 不可視性

まずひとつは問題状況の不可視性である。地球環境問題は時間的には超長期にわたり、空間的には地球規模に広がる。ある種の公害問題のように、比較的短期的で局所的な問題とは、その構造を異にする(植田1996: 3-7)。地球環境問題は、科学の認識の中に存在するのであり、生活実感としてはその存在を感知

しにくい。したがって、責任意識の希薄化が蔓延する。日々の生活では当たり前のようにさまざまなGHGs排出装置が利用されるが、その中でどれほど温暖化を押し進めてしまっているか、実感するのは至難であろう。義務履行確保の確認はコストのかかる困難なものとなる。国際制度を母体とする諸機関がどれほど強い査察権限を与えられようが、地球規模に広がる状況を十全にモニタリングするのは、ほぼ不可能である。

ここから、一方で、広範囲・多次元にわたる参加体制が、また他方で、選別的な義務割当の仕組みが要請されてくる。地球環境問題で少なくとも理念的には確立されたかに見える原則、共通のしかし差異ある責任の考え方は、先進国の途上国に対する償いという意味のほかに、問題の構造それ自体が必要とする原則なのである。さらに、問題が超長期に顕在化してくるという点で、後段に検討する持続可能な発展の物語が言説政治上の力を帯びてくるという側面にも、注意していきたい。

② 党派性

二つ目は党派性である。これは、地球環境問題特有のというよりも、環境問題一般にも当てはまる特徴であろう。環境問題は、一見するとイデオロギーや体制に中立的であるように見える。右派・左派、資本主義・社会主義、独裁体制・民主制といった分断を越えて、共通の問題認識もしくは危機意識が醸成されやすいかのようである。しかし、環境規範の言説は、決して単一ではない。異なった世界観を含意するさまざまな環境言説間の対抗関係が生じている。政治体制のあり方や、中央・周辺関係、もしくは支配被支配関係のラディカルな変革すら含意する環境規範言説も、現実に存在する。

そうしたさまざまな環境規範言説をそれぞれ一つの物語として整合的に構築し直し、相互の対抗関係・親和関係を分析したのが、Dryzekによる環境言説の政治研究である(Dryzek 1997)。Dryzekは、修正主義的(refomist)か急進主義的(radical)か、現状重視的(prosaic)か想像発展的(imaginative)かという二つの軸を措定し、環境問題への対応に関する9つの物語を提示している(表1)。Dryzekは、こうした9つの物語を、存在論上想定される存在者、人

| 37. 2. y = 0. v | | | |
|---|--|--------------------------|--|
| | 修正主義(reformist) | 急進主義(reformist) | |
| 現状重視的 (prosaic) | 行政合理主義 民主主義のプラグマティズム 市場志向の経済合理主義 | 宇宙船地球号の悲観論 プロメテウス的楽観論 | |
| 想像発展的 (imaginative) | 持続可能な発展 生態系に配慮した近代化 | 緑のロマン主義 緑の合理主義 | |

表 1 Dryzekによる環境言説分類

出所: Drvzek (1997)

間自然関係、問題解決主体、使用される暗喩という4つの指標から解析し、相 互の親和性・対抗性を検討していったのである。

9つの物語のうち、現在もっとも支配的な地位を獲得しているのが、持続可能な発展である。Dryzekの整理によると、それは環境保全と経済発展の両立という公共善に動機づけられた多様な主体が、国家の次元よりもむしろ国境をまたぐ形で、また同時に地方の現場でアクティブに行動し、将来世代と現世代の世代を超えた公平を確保することができる、という物語である。Dryzekはこうした持続可能発展戦略の物語を、次のように論断する。

「持続可能な発展とは、まさにその名称からして、進歩の概念と結びついている。 ……持続可能な発展はまた、経済成長、環境保護、社会正義のすべてをわれわれ は手に入れることができるという、安心保証のレトリックでもある。しかも、今 現在だけでなく、永遠に。」(Dryzek 1997: 132)

こうした持続可能な発展の物語は、ラディカルな宇宙船地球号の悲観論や、プロメテウス的な問題克服の楽観論といった物語を、劣等の地位に追いやっていった。また先進国内では、生態系に配慮した近代化に修正されていく場合もあれば、緑の合理主義の物語の中で再解釈され、経済を環境保全に従属させる形で純化されゆく場合もある。さらに市民参加を重視する民主主義のプラグマティズムや、市場志向の経済合理主義と結びつき、トップ・ダウンのコマンド/コントロールに親和性のある行政合理主義の問題解決シナリオを劣位に引

きずり落とす、といった展開もある。たとえばEUの環境ガバナンスにその例を見出せる(Usui 2005a)。

より注意すべきは、持続可能な発展が、支配体制の政治言説に妥協するレトリックに堕してしまう可能性である。前述のDryzekによる分析のとおり、持続可能な発展の物語は、党派的分断を越え、すべてをつなごうとする。まさにそれゆえの曖昧さが、このシナリオを、都合よく利用される政治レトリックにしてしまいかねないのである。この物語を掲げていくかぎり、経済成長を持続させるかぎりでの環境保護を主張する陣営と、環境に負荷をかけない程度でゆるされる経済成長を目指す陣営の双方に、いわば甘い約束を与えることができるわけである。しかも、社会正義を重視する運動と、市場自由主義を推し進める勢力すら、政治のプロパガンダの中で、同一の言説連合に包摂されることもあろう。緑のロマン主義は、まさにラディカルにこうした政治的道具性を批判していく。

こうした様相は、地球環境問題の場合、とりわけ顕著となる。将来世代と現世代の公平を実現する経済と環境の両立という目標が、国境を越えた多様な行為主体によるローカルをつなぐ連携の中で達成可能であるとする物語は、国際制度を母体とする機関にとって、言説政治の格好の用具となる。この物語は、地球環境問題への対し方をめぐる党派的分断をとりつくろい、ほぼすべての陣営から支持を取り付けるのに、便利なレトリックなのである。そして、この包括性ゆえの曖昧さこそ、環境規範が、規範の言説政治の中で、他の政策分野の規範に対してその地位を改善することができた理由のひとつであり、環境問題の遍在性が、その前提にある。地球環境問題の政治性として、最後にこの遍在性について検討しておきたい。

③ 偏在性

前述のように、地球環境問題は、時間的に超長期で空間的には地球規模に広がる。そのため、きわめて多くの争点領域に何らかの形で関係してくる。地球環境問題の存在は、まさに偏在的なのである。したがって、環境規範の言説としての強さが増していけばいくほど、他の分野の規範言説と衝突していく可能

性が高まる。

環境保全が、国際社会で展開する規範言説群の中で一定の地位を確保してきたのは、ここ30年ほどのことである。国連システムの生み出す決議、宣言、条約などが、その地位向上を確実なものにしてきた。ただし、規範としての強さには限界もある。環境破壊はジェノサイドと同様の表面的なたしからしさで、軍事介入を正当化する政治レトリックにはなりえない(Eckersley 2004: 226-7)。人道的介入に比した環境保全のための介入など、とうてい想定できまい。こうした政治レトリックの強さという点で、環境は人道におよびえない。

しかしそれでも、環境規範が弱い言説の地位を克服してきたことは、たしかであろう。国際環境協定の量的増大や各国内の環境法・政策の拡充は、30年前とは比べものにならない勢いで進んできた。上述のように、そうした環境保全の規範言説を強化するのに力を発揮したのが、持続可能な発展の物語であった。そのあいまいさゆえの包括性こそ、次のようなさまざまな多分野・多次元の規範との衝突の中で、環境規範言説の流通力を高めていったのである。

環境問題の偏在性がもたらす衝突の対象として、まず旧植民地の途上国がもつべき天然資源上の主権や開発の権利をあげられる(*Ibid.*, 221-224)。これは、脱植民地化と貧困からの脱出を目指す過程で、南の諸国が国際規範の定立をめぐる政治の中で掲げてきた、主権の言説との衝突である。第一回地球環境サミットとも呼ばれるようになった72年の国連ストックホルム会議では、第21原則で次のようにうたっている。

「諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、その資源を自国の環境政策にしたがって開発する主権的権利を有すること、並びに自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境またいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する」

ここに、環境規範の言説と南北問題の言説の交差を見出せる。植民地支配体制の血の歴史が、こうした言説リンケージの背景となる。国際環境規範の発展において、共通のしかし差異ある責任の原則が公式に定立されてきたのは、こ

の言説リンケージが生み出した成果である。持続可能な発展の物語の中の、公平と発展の部分を強調することが、この成果に寄与してきたといえるだろう。

次に、市場経済体制と環境規範の衝突をあげられる。具体的には、共通のしかし差異ある責任の原則と、WTOにうたわれる無差別最恵国原則との対抗関係である(村瀬2002:363)。途上国には甘い特別猶予を許し、先進国には環境保全義務の不履行や多国間環境協定(MEA)への不参加によるフリー・ライダー化に対して、厳しい貿易制限措置をとるといったことが、規範の整合性上、正当化されるかという問題である。またより一般的に、環境保全と自由貿易とは、実務上多くの矛盾を引き起こす。たとえば、環境破壊的な生産工程や生産方法のあり方を事由として、貿易制限措置をとれるかという論点もあろう(前掲書:635)。

こうした市場経済体制との衝突という側面でも、持続可能な発展の物語は、 言説政治上、一定の役割を果たしてきた。少なくとも環境規範が自由市場経済 の理念に全面的に従属させられること、これは防いでいる。ただし、それは言 説政治上の解釈による部分が大きく、実務上、持続可能な発展の物語から自由 市場経済を修正する何らかの具体的な処方箋が引き出されているわけではない。 むしろ、市場志向の経済合理主義という問題解決シナリオと結びつくことで、 いわゆる市場活用環境政策手段を、理念上も戦略上も正当化してきたという点 に、持続可能な発展の物語の便宜的利用事例を見いだせる。京都議定書のいわ ゆる京都メカニズムが具体化される中で発展してきた炭素ビジネスは、持続可 能な発展の物語によって、温暖化対策の主要施策として位置づけられるのであ る。

最後に、環境規範と自由民主主義体制との衝突をあげておきたい (Eckersley 2004: 85-110; Dryzek 2000: 140-161)。憲法上定立された市民の民主的 自己決定の構図が、全体としては経済成長のあくなき追求に帰結してきたことは、20世紀の歴史が示すところである。自由主義的で民主主義的な国家、換言すれば、少なくとも国連人権規約に規定される原則や理念が直感的には実現されているように見える国家、そうした現代国際社会で文明的とされる国家群こ

そが、発展途上で野蛮で失敗した(と、しばしばそれらの国々に形容される)国家よりも、はるかに甚大に環境を破壊してきたこと、これは紛れもない事実である。GHGs(温室効果ガス)の排出量は、まさに文明国家による地球環境破壊を象徴する数値である。環境規範は、そうした国々の自由と民主主義を制限する正当な事由になりえるだろうか。環境規範の言説が力をつけ、自由民主主義政治体制に不整脈をもたらす可能性は、民主主義理論の上でも、看過してはならない論点であろう(Dryzek 2000)。こうした文脈で、持続可能な発展の物語が一定の役割を果たす。それは民主主義のプラグマティズムや生態系に配慮した近代化のシナリオと結びつくことで、この衝突を環境民主主義のチャンスに転換することを可能にする。参加と討論を指向する市民社会団体(CSOs)の、国境を越えたボトム・アップのプロアクティブな活動は、持続可能な発展の物語の主要な要素とされるのである。

以上、地球環境問題(さらには環境問題一般)がはらむ政治的特質として、不可視性、党派性、そして偏在性の3点を検討してきた。持続可能な発展の物語は、地球環境問題を将来世代への配慮という形で倫理上可視化し、党派性をパートナーシップの可能性に転換し、偏在性ゆえの規範対抗関係を環境配慮浸透の契機として活かしていくという、言説政治上の戦略を可能にする。環境規範が言説政治上の地位を向上させていった過程の一側面として、持続可能な発展の物語を検討しておくことは、この物語を編み出し、積極的に広めていった国際機構のやわらかい力のあり方を見定めていく上で、基礎的な作業である。

(3) 気候変動問題における政治的選択

地球温暖化による気候変動の問題は、以上のような政治性をはらむ地球環境問題の、最たる事例である。そこで繰り広げられる言説政治の様相をさらに立ち入って突き詰めていくために、気候変動問題をめぐる政治的選択について検討しておきたい。本稿では、GHGs排出規制の政治的含意、原子力政策との関連、そして気候変動科学知の脆弱性という三点を取り上げる。

① GHGs排出規制の政治的含意

国際政治の争点は、政治上重大な問題と大きな政治争点にならない問題とに分けられる。いわゆるハイ・ポリティクスとロー・ポリティクスである。気候変動問題は、この区別を曖昧にする。気候変動の問題では、直接的には、GHGsの排出規制が対策の中心になる。二酸化炭素 (CO2) をはじめ、フロン、オゾン、メタン、窒素酸化物など、GHGsの排出規制をめぐる国際交渉は、軍備管理や領土画定などに比べた場合、政治的な重要性が高いようには見えない。つまり、ロー・ポリティクスの争点であるかのようである。

しかし、CO₂の排出の大幅な削減は、一国の経済水準に大きく影響する。産業部門では産出量に、民生部門では生活水準に縮小を迫ることになるという意味で、本質的には規制政策というより分配政策ですらある。しかもそれが、一国内の産業・企業間のみならず、国際的に展開される。気候変動枠組条約のもとで合意された対途上国支援や、京都メカニズムのひとつであるグリーン開発メカニズム (CDM) には、南北格差是正のための所得分配政策の性格すら見られる。政府開発援助 (ODA) が徐々にCDMを目的とするよう修正されてゆくことも期待できよう。後にふれるように、京都議定書はCO₂を代表とするGHGsの排出削減数値義務を、38の先進国に限定した。これは、世界的な分配政策すら含意しているのである。気候変動レジーム形成の意義がここにある。

② 原子力政策との関連

さらに、温暖化対策はエネルギー政策の根本的な見直しにもつながる。ただしこれは、強いては、原子力政策の推進に正当な理由を与えることにもなる。たとえば98年の第四回気候変動枠組条約締約国会議(ブエノスアイレスCOP4)では、日欧米の電気事業者がサイド・イベントを展開し、共同で原子力発電の売り込みを行っていた(電気事業連合会1998)。日本の電気事業連合会、欧州の国際発送配電事業者連盟³⁾、アメリカのエジソン電気協会⁴⁾などの業界団体で、そこに国際エネルギー機関(IEA)も参入していった。こうした団体が、原子

³⁾ UNIPEDE: 欧州の電気事業者の連盟で、本部はパリ。

⁴⁾ EEI: 私営電気事業者の集まりで、本部はワシントン。

力の推進や電力技術の有効性を主張していったのである。

また日本と英国さらにアメリカなどには、フランスに続いて、原子力発電を温暖化対策の一環として位置づけ、今まで以上に積極的な原子力政策を推進していこうとする動きが見られる。フランスの原子力発電シェアは70%を越えており、CO₂排出量も英国の634.8Mtに対して553.9Mtと、経済規模に比して少ないのである(数値はEEA Technical Report No.2 2004: 11)。日本の京都議定書達成計画には、天然ガスと原子力発電に頼ろうとする部分がみられる(『京都議定書目標達成計画』平成17年4月28日)。英国では、05年5月の総選挙から一週間後、BBCの著名なニュース番組News Nightsで、政府専門家やNGO、産業団体関係者が温暖化対策と原発をめぐり、激しい議論を戦わせていた。総選挙で争点からはずされていたにもかかわらず、選挙後、寿命を迎えようとする原子炉の処理と温暖化対策のための原子力発電という論点が政府関係者の談話の中で浮上し、議論が巻き起こっていったのである。2005年9月の労働党大会で党首ブレアが温暖化対策として原発の利用を示唆したことで、議論はさらに続きそうである(Friends of the Earth 2005)。

2005年7月には、アメリカ、日本、オーストラリア、中国、インド、韓国の間で「クリーンな開発と気候変動対策のためのアジア太平洋パートナーシップ」が、まさに突如発表された。そこには、原子力発電が温暖化対策の柱の一つに据えられている⁵⁾。京都議定書の署名を拒否しているアメリカとオーストラリアが、京都議定書でGHGs排出削減義務を免除されている大量排出国中国とインドとともに、日本と韓国を交え、京都議定書に対抗するかのような政治協定を発表したのである。そのような協定の中で、原子力発電が気候変動対策の有効策の一つとして提示されていることの意味は大きい。京都メカニズムの一

⁵⁾ White House Fact Sheet: President Bush and the Asia-Pacific Partnership on Clean Development, 5th July 2005; US Department of State, Vision Statement of Australia, China, India, Japan, the Republic of Korea, and the US for a New Asia-Pacific Partnership on Clean Development and Climate, 28th July 2005; EurActiv.com, 29 July 2005, Surprise US-China climate pact meets with scepticism.

つ、CDM(クリーン開発メカニズム)では、排出削減を義務づけられた附属書 I 国が、それ以外の国々に原子力発電所を建設してその国々のGHGs排出削減 に貢献しても、その分を自国の排出量から差し引けるクレジットを獲得できないと規定されているが、これは附属書 I 国間のプロジェクトを想定している共同実施(JI)でも同様である ⁶⁾。アジア太平洋パートナーシップは、こうした京都議定書の原子力発電に対するメッセージに対抗しているかのようである。

ただし、原子力発電がどれほど CO_2 の削減につながるのか、専門家の間でも意見が分かれる。日本では、電力中央研究所がひとつの試算を出している 7)。それによると、原子力発電のライフサイクル CO_2 排出量は、太陽光や風力と比べても十分に低い。原子力発電の場合、 $22gCO_2$ /kwh(送電端)なのに対して、太陽光は $53gCO_2$ /kwh、風力が $29gCO_2$ /kwhだという。ただしこれには仮定がある。ウラン濃縮を火力発電の割合が高いアメリカでなく、原子力発電の割合が高いフランスおよび遠心分離法を利用している日本で実施することで、濃縮時の CO_2 排出量を減少させようという計画である。また、使用済燃料を再処理して再び発電に利用すると、その分の濃縮が不要になるため、さらに CO_2 排出量は減少するという。こうした原子力発電推進議論に対して、たとえばFriends of the Earthなどの環境NGOは、潜在的に計りしれないリスクを前提とした原子力発電は温暖化の根本的な対策にはならないと強く批判し、原発なき気候変動政策を推奨している(たとえばFriends of the Earth 2002を参照)。

EUもそれ自体の気候変動戦略からは、原子力政策を排除している。しかし、 加盟国自身の対策から原子力発電を除外するよう強制することはできない。

⁶⁾ Decision 16/CP.7 Guidelines for the Implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol and Decision 17/CP.7 Modalities and Procedures for a Clean Development Mechanism as defined in Article 12 of the Kyoto Protocol, FCCC/CP/2001/13/Add.2双方の決定の前文を参照。なお、京都議定書本文では附属書B国となるが、一般にはUNFCCC(気候変動枠組条約)の記述にしたがって附属書I国と呼ばれることが多い。ただし、UNFCCCの附属書I国ではないが、京都議定書の附属書B国に指定された国もある(クロアチア、スロベニア、リヒテンシュタイン、モナコ)。

⁷⁾ 次のウェブサイトを参照。http://www.fepc.or.jp/shikihou/shikihou17.p11.html

EUの欧州委員会環境担当委員は、ポスト2012京都ターゲットの計画策定を発表した際に、原子力に反対する見解の広まりや核廃棄物処理のコストに注意を引きながらも、気候変動政策として将来原子力が果たす役割、とりわけ原子力発電所の新規建設が、加盟国自身の決定にゆだねられていることを強調していた(Eur Active.com, 1 June 2005)。

このように、気候変動をやわらげ防ぐための地球温暖化対策は、一方では分配政策に、他方では原子力政策に関わる政治的選択に帰結する。このような政治的重要性の高い、つまりハイ・ポリティクスの争点が、次にふれるように、脆弱な科学知を土台として、国際交渉の場に持ち込まれたのである。

③ 科学知の脆弱性

すでにふれたように、地球温暖化の現実を把握するには、壮大な国際共同科学研究が必要であった。科学を温暖化研究に方向づけ、国際社会の政治アジェンダをあらたに打ち立てていくにあたって、UNEPは一定の役割を果たしてきた。気候変動政府間パネル (IPCC) を世界気象機関 (WMO) と共同で設立し、温暖化研究と気候変動対策へ向けて、国際共同科学研究を組織化し、またその前後に国連総会を利用して、地球温暖化の現実を国際世論に突きつけていったのである。以来、IPCCの報告書は、地球温暖化による気候変動という現実を把握するための、まさに覇権的な科学言説となっていった。気候変動レジームの中でIPCCがどのような位置づけを与えられているかは後に検討することにして、ここでは、IPCCの気候言説そのものに見られる慎重な態度と、IPCCの覇権的言説に対抗する懐疑的な立場の存在に注意を引いておく。それによって、気候変動問題は科学の言説と政治の言説が交差する中で構築されてきたこと、それゆえ気候変動をめぐる環境規範言説の背景には、特定の言説が覇権的な地位を獲得するのに成功した言説政治が存在すること、このふたつを示唆しておきたい。88年の設立以来、IPCCはこれまで三次にわたって報告書を提出してきた。

88年の設立以来、IPCCはこれまで三次にわたって報告書を提出してきた。 第一次が90年、第二次が95年、第三次が2001年である。現在第四次が策定中で あるが、現段階で世界各国が地球温暖化と気候変動の認識根拠としているのは、 第三次報告書の数値である。しかし、過去三回の報告書で、基本となる数値に は大きなズレが見られる。精緻さが増してきた面もあれば、想定範囲がむしろ拡大した面もある。少なくとも、科学研究の進展に要求される慎重な態度と、政策上の早急な要求との確執は、いぜんとして続いているといえよう。2100年までの想定として、まず全球平均気温については、第一次報告書が約3℃上昇、第二次が1.0~3.5℃上昇、第三次が1.4~5.8℃上昇と予測している。また海面上昇については、第一次が65cm、第二次が13~94cm、第三次が9~88cmである。大気中の CO_2 濃度では、第一次が約800ppm、第二次が750~1000ppm、第三次が540~970ppmと想定されている(産業構造審議会2003:6)。京都議定書は、時系列的には95年の第二次報告書を土台とした認識に基礎づけられているが、ターゲットとして設定された大気中 CO_2 濃度は、550ppmであった。

こうしたズレは、後にふれるように、IPCCの研究がシナリオ分析を基本にすえねばならない事情による。前提となるモデルや測定値に進展があれば、当然予測数値も異なってくる。しかし、決定的に重要なのは、地球温暖化や気候変動の仕組みを理解し、経済や産業や社会のあり方とその地球全体への影響を予測するに際して前提しなければならない絶望的な複雑性である。気候変動問題の構築は、科学の知が国際政治に影響を与えた貴重な事例であるとともに、人間の能力を超えるような問いに対する科学研究を支援する、政治の側の好意的な態度を必要とするのである。

すでにふれたように、IPCCの第三次報告書が打ち出した数値予測は、現在国際社会が到達した最善の科学認識として、いたるところで、あたかもすでに現実であるかのように喧伝されている。しかし、そのIPCCの報告書自体は、確固とした発見(Robust Findings)と不確実な知見とを慎重に区別している(表2)。

確実な知見の項目からすると、地球温暖化による気候変動はもはや不可避であるように見える。しかし、知見の確度を区別するこうした態度では、当然、国際政治のアジェンダ設定をめぐる対抗関係の中で勝ち残ることはできない。政治の選択が必要なのである。

しかも、不確実な知見のリストには、温暖化を人為起源と断定することに懐 疑的にならざるをえない項目も存在する。国際共同行動の形成という段階にな

表 2 IPCCの地球史的研究と将来予測シナリオ

確固とした発見

- 不確実な知見
- ●地球の気温上昇・90年代は記録上もっ とも気温が高い。
- 人為起源のGHGsの大気中濃度が1750 年以来増大。
- ●21世紀の全球平均気温は過去一万年間 に前例のない率で上昇する。
- ほとんどすべての陸地で全球平均気温 を上回る夏日や熱波が到来。
- ●21世紀中に海面は上昇を続ける。
- ●地球平均降雨量が増大し激しい降雨が 各地で見られるようになる。
- 申緯度大陸の内陸部で激しい乾燥が生 じ干魃のリスクが増大する。
- CO₂・NO₂・PFCsの残存期間は長期。
- ●21世紀を通じたCO₂大気中濃度の増大 は化石燃料からのCO₂排出による。
- 過去50年の気温上昇はおそらく (likely) 人為起源のGHGsの大気中濃度増大による。
- CO₂濃度は今後10~20年で450ppmに 達し、今世紀末までには1000ppmに及 ぶ可能性もある。
- CO₂濃度を450ppmに抑えるには、CO2排出量を90年レベル以下におさえる措置を20~30年以内にとる必要がある。650ppmの場合は1世紀中、1000ppmの場合は2世紀中という時間的猶予が出てくる。

- 突発的で非線形的な変化メカニズムの 数量的把握(熱塩海流:ocean thermohaline circulationはその典型例)。
- ●モデル形成における要素特定(気候の変化感度、気候システム全体のフィードバック・システムをどう構成するか、水蒸気や雲、エアロゾールの影響をいかにモデルに組み込むか)。
- ●自然による気候変動の規模や性質、気温と海面温度の予測における確率分布の理解。
- ●自然要因と人為起源のエアロゾールに よる気候変化、とくにその間接的な効果。
- SRESシナリオの仮定(経済成長・技 術進歩・人口成長率・ガバナンス構 造)。
- ●以前排出されていたオゾンやエアロゾールの影響。
- ●降雨に関する地域限定モデルの予測精度。

資料: IPCC (2001d: 31)

ると、起こりうる気候変動の影響だけでなく、気候変動を引き起こす温暖化の原因が問題になる。それが人為によるものか、それも化石燃料の燃焼によるものなのかは、共同行動の内実を決定していく上で、絶対に必要な情報である。しかし、表2にあるように、気候システム全体のフィードバック機構におけるエアロゾールの影響が特定できない以上、化石燃料の燃焼によるCO₂の排出だけで、温暖化を人為によるものと断じることができるのだろうか。このエアロ

ゾールの影響に関連して、水蒸気のフィードバック機構も問題になる。たとえばRechard Lindzenは、水蒸気のフィードバックに関するIPCCの基本仮説に異議を唱え、IPCCの温室効果理論に科学者の支持はないと、IPCCの成果を批判していった。IPCCの第一作業部会はLindzenを参加させようと説得に努めたが、失敗に終わったという(Skodvin 2000: 164-5)。またFred Singerは、IPCCの評価報告書出版にあわせて、報告書作成にたずさわった研究者も動員しながら、懐疑派の研究をまとめていった(Ibid.)。アメリカのエネルギー産業界のためにロビー活動を展開しているGlobal Climate Coalitionは、IPCCにも接近していったが、化石燃料の利用を目の敵にするIPCCに対して、反IPCCの研究を許さない科学批判者浄化(scientific cleansing)を行っていると強く抗議していった(Ibid., 159)。もちろん、こうした批判にもかかわらず、懐疑派が科学者集団の中で多数派を形成することはなかった(Ibid., 165)。

しかし他方で、炭素循環の特定という大きな課題もあろう。地球全体の炭素循環に対する人為的な炭素排出の影響が、過大評価されている可能性はないだろうか。海洋中には、大気中の何十倍もの炭素が溶解している。海水温の上昇に伴って、海水中から大気中に炭素が移動する事態も想定されよう。しかし、海洋・大気間の炭素交換過程は、数量的把握が可能な形で、完全に解明されているのだろうか。大気中のCO₂濃度上昇が、人為的な化石燃料の燃焼によって大気に付加されたCO₂によるものかどうか、現段階で絶対の確実性をもつ知見が存在しているのだろうか。もちろん、大気中のCO₂濃度が増大してきたことは、たしかである。1800年に280ppmであったものが、1999年には367ppmに達しているのである(IPCC 2001a: 187)。

問題は、炭素循環測定の精密性をどこまで向上させられるかであろう。実測値でなく、モデル計測値による推測に依存しなければならないという制約がどこまでも残るとしても、その精度を高める努力は続けられていくだろう。IPCCの報告書では、数ある炭素循環モデルのうち、ベルン炭素循環モデル(the Bern Carbon Cycle Model)が採用されたが、いまだ決定版は存在しないようである(IPCC 2001d: 12)。フローで見ると、大気中の炭素滞留量は7500億ト

ン、化石燃料の使用による排出量が55億トンであるという(UNEP 2005d: 12)。 つまり、人為による炭素放出は、大気中炭素滞留量の0.73%である。これが測定上の誤差でないと言い切れる根拠は何であろうか。しかも、化石燃料の燃焼によるCO-排出量の15-30%は追跡できていないのである(Ibid.)。さらに加えて、海洋や大気、陸上の各種生態系ごとに異なる炭素吸収量は、温暖化対策として行われる吸収源改善などの人間活動によって、相互に影響を与えあう。ある生態系へ向けた温暖化緩和策(Mitigation)は、他の生態系の炭素貯蔵に正負双方の効果を及ぼす(IPCC 2001d: 307)。炭素循環測定は、きわめて困難な作業なのである。IPCCの報告書では、人為起源のCO₂増大分を海洋がすべて吸収するとは考えられないとし、人為起源のCO₂増大が気候システム全体に与える摂動を重要視している(IPCC 2001a 51)。しかし、そうした推測の前提となる炭素循環の把握は、まだまだ多くの改善を必要としている。

もちろん、先に見た不確実な知見のリストもこのような炭素循環測定の難点も、IPCCが現段階で達成した科学認識をすべて否定しさるものではない。IPCCの認識の基礎には、カオス理論にいう高度な複雑性への慎重な態度がある。気候は広大な範囲で影響を受ける複雑なシステムである。地球の軌道の微妙な変化でも、まったく異なった気候を生み出す可能性がある。当然、炭素循環のわずかな歪みも、その帰結は甚大でありうる。炭素の貯蔵庫である大気・海洋・陸上生物圏の間を、炭素は循環してゆくが、それが人間の影響により、たとえ「地球大の巨大な循環にわずかずつであっても重大な摂動」(a small but significant perturbation of a huge global cycle) (IPCC 2001a: 187) が生じた場合、気候システムに与える影響は、計り知れないものになりうる。繊細で精密なバランスの上に成り立つ気候システムにとって、わずかな摂動が巨大な変化に帰結する可能性、これがIPCCの科学認識の基礎にある (Weart 2005: Introduction)。人間の影響がどれほど自然全体の中では微々たるものであっても、気候という高度に複雑なシステムにふれることは、莫大な変化を地球にもたらしかねないのである。

このように、気候変動問題に向けた国際共同行動は、脆弱な科学知に支えら

れている。すべてを無視できずしかしすべてを明らかにしてはくれない科学知から、国際共同行動の前提となる規範を構築するには、政治の決断がどうしても要請されるのである。そして、それは慎重でなければならない。IPCCは、大気中のGHGs濃度を一定に保つための、一歩一歩確実な施策を強調する。不十分な行動と過度な行動の双方を注意深く避け、「次の100年で最善の行動」ではなく、「予測される長期の気候変動とたえずともなう不確実性を前提とした短期の最善行動」を推奨するのである(IPCC 2001c: Section 10.4.3)。しかし、そうした不確実な情報の中で短期の行動戦略を立てていくために必要な国益の調整は、上述したような分配政策的な性格と原子力政策との関連を考えると、きわめて困難なものになろう。気候変動に対する国際共同行動の難しさが、ここにある。

(2005年12月脱稿)

参考文献・資料

「文献

- Abbott, Kenneth. W., R. O. Keohane, Andrew. Moravcsik, A-M. Slaughter, and D. Snidal. 2000. The Concept of Legalization. *International Organization* 54: 401.
- Abbott, Kenneth W and D. Snidal. 2000. Hard and Soft Law in International Governance. *International Organization* 54: 421-456.
- Arend, A.C. 1999. Legal Rules and International Society. Oxford: Oxford University Press.
- Baggini, Julian. 2003. Greens and Climate Sceptics: Coping with the backlash. http://www.openDemocracy.net.
- Barnett, Jon. 2001. *The Meaning of Environmental Security: Ecological Politics and Policy in the New Security Era*. London: Zed Books.
- Barrett, Scott. 2003. Environment and Statecraft: The Strategy of Environmental Treaty-making. Oxford: Oxford University Press.
- Baxter, Brian. 2005. A Theory of Ecological Justice. London: Routledge.
- Beckerman, Wilfred. 2002. Poverty of Reason: Sustainable Development and

- Economic Growth. California: Independent Institute.
- Bernstein, Steven. 2000. Ideas, Social Structure and the Compromise of Liberal Environmentalism. *European Journal of International Relations* 6 (4): 464-512.
- Beveridge, Fiona and Sue Nott. 1998. A Hard Look at Soft Law. In P. Craign and C. Harlow eds., *Lawmaking in the European Union*. London: Kluwer Law International.
- Birnie, Patricia and Alan Boyle. 2002 *International Law and the Environment*. Second Edition. Oxford: Oxford University Press.
- Bodansky, D. 1999. The Legitimacy of International Governance: A Coming Challenge for International Environmental Law? *American Journal of International Law* 93: 596.
- Bradley, Robert R. 2003. *Climate Alarmism Reconsidered*. London: The Institute of Economic Affairs
- Brunnee, Jutta and Stephen J. Toope. 1997. Environmental Security and Freshwater Resources: Ecosystem Regime Building. *American Journal of International Law* 91: 26.
- Butzengeiger, Sonja and Axel Michaelowa. 2004. 'Greenhouse Gas Emissions Trading in the European Union: Background and Implementation of a New Climate Policy Instrument'. *Intereconomics*. May/June 2004.
- Checkel, Jeffrey T. 1998. The Constructivist Turn in International Relations Theory. *World Politics* 50: 324.
- Christiansen, T., K.E. Jørgensen and A. Wiener. 1999. The social construction of Europe. *Journal of European Public Policy* 6: 528.
- Christiansen, Thomas., Knud Erik. Jørgensen and Antje. Wiener. 2001. Introduction. In T. Christiansen, K. E. Jorgensen and A. Wiener eds., *The Social construction of Europe*. London: SAGE Publications.
- Climate Change Secretariat 2002. A Guide to the Climate Change Convention Process. Preliminary 2nd edition. Bonn, 2002.
- Collier, Ute. 2002. EU Energy Policy in a Changing Climate. In Andrea Lenschow ed., *Environmental Policy Integration: Greening Sectoral Policies in Europe*. London: Earthscan.
- Commission, European. 2003. Second ECCP Progress Report: Can we meet our Kyoto

targets? April 2003.

- ______ 2001. European Climate Change Programme: Long Report.

 June 2001.
- Day, Stephen. 2005. 'Developing a Conceptual Understanding of Europe's Transnational Political Parties (With a Specific Focus on the Party of European Socialists)'. *Journal of Contemporary European Studies* 13(1): 59-77.
- Demmke, Christoph. 2001. Towards Effective Environmental Regulation: Innovative Approaches in Implementing and Enforcing European Environmental Law and Policy. *Harvard Jean Monnet Working Paper* 05/01.
- Dryzek, John S. 2000. *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*. Oxford: Oxford University Press.
- Dupuy, Pierre-Marie. 1983. 'United Nations Environmental Programme'. In Rudolf. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*. Amsterdam: Elsevier.
- Earth Negotiations Bulletin, A Reporting Service for Environment and Development Negotiations published by IISD (the International Institute for Sustainable Development). http://www.iisd.ca/
- Eckersley, Robyn. 2004. *The Green State: Rethinking Democracy and Sovereignty*. Cambridge Massachusetts: The MIT Press.
- Eder, Klaus. 1996. The Social Construction of Nature: A Sociology of Ecological Enlightenment. London: Sage.
- EEA 2004. Technical Report No.2 2004. Annual European Community green-house gas inventory 1990-2002 and inventory report 2004: Submission to the UNFCCC Secretariat. Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- 2005. Technical Report No.4 2005. Annual European Community greenhouse gas inventory 1990-2003 and inventory report 2005: Submission to the UNFCCC Secretariat. Revised final version, 27 May 2005. Version 1.2. European Environmental Agency.
- Fairbrass, Jenny and Andrew. Jordan. 2001. Protecting Biodiversity in the

- European Union: National Barriers and European Opportunities. *Journal of European Public Policy* 8 (4): 499-518.
- Finnemore, Martha. 2000. Are Legal Norms Distinctive? *International Law and Politics* 32: 699-705.
- Finnemore, Martha and Kathryn. Sikkink. 1998. International Norm Dynamics and Political Change. *International Organization* 52: 887.
- Finnemore, Martha and Stephen J. Toope. 2001. Alternatives to "Legalization": Richer Views of Law and Politics. *International Organization* 55 (3): 743-758.
- Friends of the Earth Press Release. EU slammed over climate agreement. March 24, 2005.
 - http://www.foe.co.uk/resource/press_releases/eu_slammed_over_climate_ag_24032005.html
- 2002. Tackling Climate Change without Nuclear Power: A report detailing how climate targets in the power sector can be met without replacing existing nuclear capacity. September 2002. London: Friends of the Earth.
- George C. Marshall Institute 2001. Climate Change and Policy: Making the
 Connection November 2001
- Gonzalez-Calatayud, Alexandra. 2002. Atmospheric Pollution. In Han Somsen et al (eds.) The Yearbook of *European Environmental Law*. Volume 2. Oxford: Oxford University Press.
- Grimeaud, David. 2000. The Integration of Environmental Concerns into EC Policies: A Genuine Policy Development? *European Environmental Law Review* 9: 207.
- Haggard, S., and B.A. Simmons. 1987. Theories of International Regimes. *International Organization* 41(3): 491.
- Hajer, M. 1995. The Politics of Environmental Discourse. Oxford: Oxford University Press.
- Héritier, Adrienne. 2003. New Modes of Governance in Europe: Increasing

- Political Capacity and Policy Effectiveness? In Tanja A. Börzel and Rachel A. Chichowski (eds.) *The State of the European Union: Law, Politics, and Society.* Vol.6. Oxford: Oxford University Press.
- 2002. New Modes of Governance in Europe: Policy-Making without Legislating?. In Adrienne Héritier (ed.) *Common Goods: Reinventing European and International Governance*. Lanham: Rowman and Littlefield.
- Hertin Julia and Frans Berkhout. 2001. Ecological Modernisation and EU Environmental Policy Integration. SPRU Electronic Working Paper Series 72.
- Howarth, David. 2000. Discourse. Buckingham: Open University Press.
- Humphreys, James. 2005. Voter Power Can Make the Difference on Climate Change. http://www.openDemocracy.net.
- Hunt, Alan and Gary. Wickham. 1994. Foucault and Law: Towards a Sociology of Law as Governance. London/Colorado: Pluto Press.
- IEEP. 2004. *The Manual of Environmental Policy: the EU and Britain*. Institute for European Environmental Policy. Maney Publishing.
- IISD 1999. Earth Negotiations Bulletin, Vol.16 No.1, the International Institute for Sustainable Development (IISD), A Reporting Service for Environment and Development Negotiations.
- IPCC 2001a. Climate Change 2001: The Scientific Basis. Cambridge University Press.
- —— 2001b. Climate Change 2001: Impact, Adaptation, and Vulnerability. Cambridge University Press.
- ——2001c. Climate Change 2001: Mitigation. Cambridge University Press.
- —— 2001d. Climate Change 2001: Synthesis Report. Cambridge University Press.
- Jordan, Andrew. et al. 2003. 'How 'new' environmental policy instruments (NEPIs) spread in the European Union: An analysis of the role of the EU in shaping environmental governance'. In European Union Studies Association (EUSA): Biennial Conference: 2003 (8th), March 27-29, 2003, pages 42, Nashville, TN. http://aei.pitt.edu/archive/00002883/
- Keeley, James F. 1990. Toward a Foucauldian Analysis of International

- Regimes. *International Organization* 44 (1): 83-105.
- Keohane, Robert O., Andrew. Moravcsik and Anne-Marie. Slaughter. 2000. Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational. *International Organization* 54 (3): 457-488.
- Krämer, Ludwig. 2003. EC Environmental Law. Fifth Edition. London: Sweet & Maxwell.
- 2002. Thirty Years of EC Environmental Law: Perspectives and Prospectives. In Han Somsen et al eds. *Yearbook of European Environmental Law*. Oxford: Oxford University Press.
- Krasner, S.D. 1982a. Regimes and the Limits of Realism: Regimes as Autonomous Variables. *International Organization* 36: 497.
- Kratochwil, Friedrich and John Gerard. Ruggie. 1986. International Organization: A State of the Art and an Art of the State. *International Organization* 40 (4): 753-775.
- Ladeur, Karl-Heinz. 1997. Towards a Legal Theory of Supranationality The Viability of the Network Concept. *European Law Journal* 3 (1): 33-54.
- Ladeur, K-H. 2000. Flexibility and "Co-operative Law": The Co-ordination of European Member States' Laws The Example of Environmental Law. In G. de Burca and J. Scott eds., *Constitutional Change* in the EU. Oxford: Hart Publishing.
- Lefevere, Jürgen. 2000. In Han Somsen et al (eds.) The Yearbook of European Environmental Law. Volume 1. Oxford: Oxford University Press.
- Lenschow, Andrea. 2002. Greening the European Union: An Introduction. In A. Lenschow ed., *Environmental Policy Integration: Greening Sectoral Policies in Europe*. London: Earthscan.
- Lenschow, Andrea. 2000. Transformation in European Environmental Governance. In B. Kohler-Koch and R. Eising eds., *The Transformation of Governance in the European Union*. London: Routledge.

- Lenschow, Andrea. 1997. Variation in EC environmental policy integration: agency push within complex institutional structures. *Journal of European Public Policy* 4: 109.
- Lomborg, Bjørn. 2001. *The Skeptical Environmentalist*. Cambridge: Cambridge University Press.
- MacCormick, John. 2001. *Environmental Policy in the European Union*. Hampshire: Palgrave.
- Malabed, Rizalino Noble. 2000. Global Civil Society and the Environmental Discourse: The Influence of Global NGOs and Environmental Discourse Perspectives in the UNCED's Declaration of Principles and Agenda 21. Tokyo: Global Environment Information Center.
 - $\label{localization} $$ \begin{array}{ll} \text{\colored} & \text{\colored} \\ \text{\colored}$
- Michaelowa, Axel. 1998. 'Impact of Interest Groups on EU Climate Policy'. European Environment. Vol.8: 152-60.
- Milliken, Jennifer. 1999. The Study of Discourse in International Relations: A Critique of Research and Methods. *European Journal of international Relations* 5 (2): 225-254.
- Murphy, Joseph. 2001. Analysing Environmental Policy: Capacities and Discourses. *OCEES Research Paper* 22.
- Nollkaemper, Andre. 2002. Three Conceptions of the Integration Principle in International Environmental Law. In A. Lenschow ed., *Environmental Policy Integration: Greening Sectoral Policies in Europe*. London: Earthscan.
- Onuf, N. 1998. Constructivism: A User's Manual. In V. Kubalkova, N. Onuf and P. Kowert eds., *International Relations in a Constructed World*. New York: M.E.Sharpe.
- Payne, Rodger A. 2001. Persuasion, Frames and Norm Construction. *European Journal of International Relations* 7 (1): 37-61.
- Reisman, Michael. 1988. Remarks in Panel A Hard look at Soft Law. *Proceedings of the American Society of International Law* 82: 373-377.
- Risse, Thomas. 2000. "Let's Argue!": Communicative Action in World Politics. *International Organization* 54 (1): 1.

- Risse, Thomas and Antje. Wiener. 1999. 'Something rotten' and the social construction of social constructivism: a comment on comments. *Journal of European Public Policy* 6 (5): 775.
- Ruggie, John Gerard. 1998. Constructing the World Polity: Essays on International Institutionalization. London: Routledge.
- Sands, Philippe. 2003. *Principles of International Environmental Law*. Second Edition. Cambridge: Cambridge University Press.
- Schermers, H.G and N.M. Blokker. 1995. *International Institutional Law: Unity with-in diversity*. Hague: Kluwer Law International.
- Scientific Alliance 2005. Scientific Alliance Statement on Climate Change. January 2005
- Scott, Joanne and David M. Trubek. 2002. Mind the Gap: Law and New Approaches to Governance in the European Union. *European Law Journal* 8 (1): 1-18.
- Scott, Joanne. 2000. Flexibility, "Proceduralization", and Environmental Governance in the EU. In G. de Burca and J. Scott eds., *Constitutional Change in the EU: From Uniformity to Flexibility?* Oxford: Hart Publishing.
- Senden, Linda. 2004. Soft Law in European Community Law. Oxford: Hart Publishing.
- Skodvin, Tora. 2000. The Intergovernmental Panel on Climate Change. In Steiner Andresen et al., *Science and Politics in International Environmental Regimes: Between Integrity and Involvement*. Manchester: Manchester University Press. pp.146-180.
- Slaughter, A-M., A.S. Tulumello and S. Wood. 1998. International Law and International Relations Theory: A New Generation of Interdisciplinary Scholarship. *American Journal of International Law* 92 (3): 367-397.
- Smith, Mick. 2001. The Face of Nature: Environmental Ethics and the Boundaries of Contemporary Social Theory. *Current Sociology* 49 (1): 49-65.

- Spiermann, Ole. 1999. The Other Side of the Story: An Unpopular Essay on the Making of the European Community Legal Order. *European Journal of International Law* 10: 763-789.
- Steele, Jenny. 2001. Participation and Deliberation in Environmental Law: Exploring a Problem-Solving Approach. Oxford Journal of Legal Studies 21 (3): 415-442.
- Stokke, Olav Schram. 1997. Regimes as Governance Systems. In In O. R. Young ed., Global Governance: *Drawing Insights from the Environmental Experience*. Massachusetts: The MIT Press.
- Strydom, Piet. 2000. Discourse and Knowledge: The Making of Enlightenment Sociology. Liverpool: Liverpool University Press.
- Surel, Yves. 2000. The role of cognitive and normative frames in policy-making. *Journal of European Public Policy* 7 (4): 495-512.
- Tallberg, Jonas. 2003. European Governance and Supranational Institutions: Making States Comply. London: Routledge.
- Thuerer, Daniel. 1998. Soft Law. In R. Bernhardt ed., *Encyclopedia of Public International Law*. Amsterdam: Elsevier.
- Toope, Stephen J. 2000. Emerging Patterns of Governance and International law. In M. Byers ed., *The Role of Law in International Politics*. Oxford: Oxford University Press.
- Treib, Oliver et al. 2004. Modes of Governance, Old and New: A Note Towards Conceptual Clarification. Paper to be presented at the kick-off workshop of NEWGOV Cluster One: Emergence, Evolution and Evaluation. Brussels, 10 December 2004.
 - $\label{lem:hammer} $$ \begin{array}{ll} -\treib/download/TreibBaehrFalknerNewgovInputPaper2004.pdf & \\ -\treib/download/Treib/down$
- Trubek, David M. et al. 2005. "'Soft Law", "Hard Law", and European Integration: Toward a Theory of Hybridity'. Jean Monnet Working Paper 02/05.
 - http://www.jeanmonnetprogram.org/papers/05/050201.pdf.
- Underdal, Arild. 2005. Science and Politics: The Anatomy of an Uneasy Partnership. In In Steiner Andresen et al., Science and Politics in

Manchester: Manchester University Press. pp.1-21. UNEP 2005a, UNEP 2004 Annual Report, UNEP 2005. 2005b. UNEP Global Judges Programme. UNEP 2005. — 2005c, Carbon Market Update for CDM Host Countries. May 2005, Issue No.1. - 2005d. *Vital Climate Change Graphics*. February 2005. — 2004a. Natural Allies: UNEP and Civil Society. UNEP 2004. 2004b. Draft Manual on Compliance with and Enforcement of Multilateral Environmental Agreements: A companion to the 2002 UNEP guidelines on compliance with and enforcement of multilateral environmental agreements. Devision of Environmental Implementation. November 2004. — 2003b. GRID-Arendal Annual Report 2003. — 2001. The Programme for the Development and Periodic Review of Environmental Law for the First Decade of the Twenty-first Century. 9 February 2001. (モンテヴィデオ計画 |本文) — 1993. Programme for the Development and Periodic Review of Environmental Law for the 1990s, June 1993. — and UNFCCC 2002. Climate Change Information Kit. UNEP Information Unit for Conventions, September 2002. Usui, Yoichiro, 2005a, The Roles of Soft Law in EU Environmental Governance: Bridging a Gap between Supranational Legal Processes and Intergovernmental Political Processes? - A Focus on the EU Climate Change Strategy. Paper submitted to UACES 35th Annual Conference and 10th Research Conference: The European Union: Past and Future Enlargements. Research Panel: 'Policy-Making: Environment and Agriculture'. 5-7 September 2005. The University of Zagreb. - 2005b. The Principle of Environmental Integration in the European Union: From a Discursive Constructivism. Bulletin of Niigata University of International and Information Studies 8: 89-117. - 2003. Evolving Environmental Norms in the European Union. European Law Journal 9 (1): 69-87.

- 2002. Norm Evolution in EC Environmental Law.

International Environmental Regimes: Between Integrity and Involvement.

- Constitutionalism Web Papers (ConWEB), No.1/2002.
- Weale, Albert. et al. 2000. *Environmental Governance in Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- Weart, Spencer. 2005. The Discovery of Global Warming. April 2005 Version. http://www.aip.org/history/climate/
- Wellens, K.C., and G.M. Borchardt. 1989. Soft Law in European Community Law. *European Law Review* 14: 267-321.
- Wendt, Alexander. 1992. Anarchy is what States Make of it: The Social Construction of Power Politics. *International Organization* 46 (2): 391-425.
- Wettestad, Jørgen. 2005. The Making of the 2003 EU Emissions Trading Directive: An Ultra-Quick Process due to Entrepreneurial Proficiency? *Global Environmental Politics* 5:1.
- Wilkinson, David. et al. 2004. The Future of EU Environmental Policy: Challenges and Opportunities. A Special Report for the All-party Parliamentary Environment Group. Institute for European Environmental Policy. December 2004.
- Yearley, Steven. 2002. The Social Construction of Environmental Problems: A Theoretical Review and Some not-very-Herculean Labors. In R. E. Dunlap et al. eds., *Sociological Theory and the Environment: Classical Foundations, Contemporary Insights.* Oxford: Rowman & Littlefield publishers.
- Young, Oran R and Marc A. Levy. 1999. The Effectiveness of International Environmental Regimes. In O. R. Young ed., *The Effectiveness of International Environmental Regimes*. Massachusetts: The MIT Press.
- Young, O. R 1997. Rights, Rules, and Resources in World Affairs. In O. R. Young ed., *Global Governance: Drawing Insights from the Environmental Experience*. Massachusetts: The MIT Press.
- Zehfuss, Maja. 2002. *Constructivism in International Relations: The Politics of Reality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Zürn, Michael. 1998. The Rise of International Environmental Politics: A Review of Current Research. *World Politics* 50: 617.
- ———— 2000. Democratic Governance Beyond the Nation-State: The EU and Other International Institutions. *European Journal of International*

Relations 6 (2): 183-221.

Zürn, Michael and Dieter. Wolf. 1999. European Law and International Regimes: The Features of Law Beyond the Nation State. *European Law Journal* 5 (3): 272-292.

[和書]

植田和広(1996)『環境経済学』岩波書店。

- 臼井陽一郎(2005)「EU環境法とポスト国民国家の言説:刑事罰適用と市民の司法アクセスをめぐって」中村民雄編著『EU研究の新地平:前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房、75-112頁。
- -----(2004)「EU:欧州統合の意味変容」小川有美・岩崎正洋編著『アクセス地域研究II:先進デモクラシーの再構築』日本経済評論社、43-63頁。
- ------(2003a)「EC環境立法の展開と共通意味世界の構成:社会構成主義の観点から」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第6号、45-64頁。
- ---------- (2003b)「EUの環境保全とコミュニティ」田村正勝編著『甦るコミュニティ:哲学と社会科学の対話』文眞堂、193-215頁。
- ------(2003c)「EUの特異性と規範の進化」『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所)第54巻1号。
- 環境省(2005)『図説京都メカニズム』第3.1版、環境省地球環境局地球温暖化対策課、2005年4月。
- 原子力百科事典ATOMICA。http://mext-atm.jst.go.jp/atomica/15010306_1.html 産業構造審議会(2003)『気候変動に関する将来の持続可能な枠組の構築に向けた視点と行動』産業構造審議会環境部会地球環境小委員会中間とりまとめ、平成15年7月。
- 庄司克宏2005「国際社会における行為主体としての国際機構」横田洋三編著 『新国際機構論』国際書院、147-160頁。
- 地球環境センター (2004) 『CDM/JI事業調査:事業実施マニュアル』地球環境 センター、平成16年8月。
- 地球産業文化研究所 (2005)『国連気候変動枠組条約第10回締約国会議/第21回補助機関会議 (COP10/SB21) 参加報告書』04年12月6日~17日、アルゼンチン・ブエノスアイレス、財団法人地球産業文化研究所、05年1月、地球環境対策部。

- (2002)『国連気候変動枠組条約第8回締約国会議/第17回補助機関会議(COP8/SB17)参加報告書』02年10月23日~11月1日、インド・ニューデリー、財団法人地球産業文化研究所、02年11月、地球環境対策部。
- 電気事業連合会(1998)『気候変動枠組条約第四回締約国会議(COP4)における電力業界としての主な活動』電気事業連合会、1998年10月16日、http://www.epc.or.jp/KOHO/9810sy2.htm。
- (財)電力中央研究所の研究。www.fepc.or.jp/shikihou/shikihou17.p11.html。
- 中村民雄編著 (2005)『EU研究の新地平:前例なき政体への接近』ミネルヴァ書 房。
- 日本政府代表団 (2003)『気候変動枠組条約第9回締約国会議 (COP9) 概要と 評価』平成15年12月12日日本政府代表団。
- 村瀬信也(2002)『国際立法:国際法の法源論』東信堂。
- UNEP (2003a) 『CDM入門:クリーン開発メカニズム』 2003年 2 月、地球環境 戦略研究機関 (IGES) 気候政策プロジェクト訳、同機関発行。
- UNU (2003) Work in Progress:プログラム活動の現場から。国連大学広報部、03年6月号。